

カリブバナナ輸出小国の悲劇

— WTO 自由貿易原則の一掃結 —

吾 郷 健 二

目 次

- I はじめに
- II WTO 体制とロメ協定の非両立性
- III EU のバナナ輸入制度
- IV WTO 提訴と裁定
- V コトヌ協定と現状
- VI バナナ紛争がもたらしたもの
- VII 今後の展望
- VIII む す び
- 年 表
- 参考文献

「我々は WTO に裏切られたように感じている。なぜなら、我々は、WTO の主要目的が生活水準の向上と平等と国際貿易における公正さをもたらしことにあると信じて、WTO に加盟したからである。WTO は、強国が弱小加盟国を踏みつけにするジャングルの法則が許されないことを保障する組織であると我々は信じた。しかし、我々が見いだしたものは、小国の正当な利害が大国のそれと衝突する時は必ず小国のそれが犠牲にされるシステムに WTO が成り下がったということである。」(1997年9月11日のドミニカ首相エディソン・ジェームスの演説, 出典は Myers, 2004: 159)

I はじめに

1992年末に単一欧州市場への市場統合を完成したヨーロッパ共同体 EC (EU, 以下本稿では、今日の呼び名である EU に呼称を統一する、従って、EU 成立以前の EC についても EU の呼称に統一する) は、単一市場 (Single European Market) の発足に伴って、93年7月1日から、それまでの各国バラバラのバナナ輸入制度を新たな EU 共通制度に一本化した。それは基本的に、イギリスを始めとする旧植民地宗主国 (イギリス, フランス, イタリア, オランダなど) が旧属領諸国との間に結んでいた特惠関係を EU 単位で維持しようとするものであった。なぜなら、戦前からの植民地と宗主国との特惠関係は、戦後の植民地主義の崩壊後、新たな南北問題＝「開発」の出現とともに、英連邦特惠関税やヤウンデ協定、ロメ協定などを通して新たな様式で継承されていたからである。

しかし、時あたかも (90年代初頭)、戦後イギリスに取って代わって世界経済の覇権国家となったアメリカが一貫して自己の利害に基づいて主導してきた世界経済編成の基本原則であるグローバリズム (グローバルな自由貿易主義の体制) が、冷戦の崩壊とともに、絶頂期に達しようとしていた時期であった。すなわち、ガットの最後の大規模な自由化交渉であるウルグアイラウンド交渉 (1986～93年末) は、マラケシュ協定の調印 (1994年4月) =WTO (世界貿易機関) の創設 (1995年1月) という大団円を迎えようとしていたのである。

アメリカの主導する無差別なグローバリズムの中で、旧属領諸国である ACP (アフリカ, カリブ, 太平洋) 諸国との特惠関係を維持しようとする EU の通商政策が、新しく成立した WTO 原理との正面衝突を惹起するのは、必然であった。EU とアメリカおよびラテンアメリカとの EU バナナ輸入制度を巡る対立 (1992年6月～2001年4月) は、ガットから WTO への移行期にあって、WTO 紛争解決メカニズムの将来の行方を占う象徴的で先駆的な、かつアメリカが WTO に訴えた最初の出来事となった。ただし、それは、アメリカと EU という世界システムの2極の対立であったからである。

本稿は、これを巡る顛末を総括することによって、発展途上国、とりわけ経

済的に脆弱な小国 (後発途上国である SVEs Small Vulnerable Economies) にとっての無差別でグローバルな WTO 自由貿易原理の意味合いと問題点を明らかにしようとする試みである。その際、いくつかの論点がある。

- (1) 一つは言うまでもなく、WTO 自由貿易原理が発展途上国、とりわけ、後発途上国 (SVEs 経済的脆弱小国とも呼ばれる) にとって何を意味するか、ということである。WTO 自由貿易ルールの一面的な貫徹は、発展途上国全体に過酷な競争を強いるだけでなく、経済的に脆弱な小さな国々の経済に破壊的な影響を及ぼすことが、バナナ貿易を巡る紛争によって、明らかになったのである。
- (2) EU のような地域経済統合あるいは自由貿易協定と WTO 自由貿易原理との相克の問題点が浮かび上がってきた。結論を先取りすれば、紛争の経過の中で、それまでガット自由貿易原理の中で容認されてきた既存地域協定の特惠制度は、新たな WTO 自由貿易原理の下ではもはや認められないこととなったのである。
- (3) 言い換えれば、それは、発展途上国への特別待遇原則 (SDT) の空洞化＝「死」を意味することにつながるという問題である。WTO 自由貿易原理と発展途上国の特別待遇原則との衝突、後者に対する前者の優位である。それは、背後に、世界経済認識の根本的相違を秘めている。すなわち、平板な一元的認識と構造的異質性認識 (両極化原理) の相違と対立である。
- (4) バナナ紛争に示されたアメリカ多国籍企業の圧倒的な政治力の問題がある。93年 EU バナナ輸入制度をめぐる、アメリカが WTO 違反として EU を提訴した (つまり米欧バナナ戦争の勃発、正式提訴は96年4月) のには、アメリカ多国籍企業チキータの政治力があつた。バナナはアメリカの輸出品ではなく、EU がロメ協定に基づいてバナナ生産 ACP 諸国を EU 市場で保護しているのは、アメリカの国益にはまったく関係がなかった (EU 市場でアメリカ製品の輸出が差別され、不利な取り扱いを受けているわけではまったくなかった) にも拘らず、ラテンアメリカから EU 市場にバナナを輸出している一企業チキータの利害が他ならぬアメリカの貿易利害と等置されたからである。バナナ紛争は、バナナの生産と貿易を通してみたアグリビジネス、多国

籍企業，貿易利害，発展途上国経済，生産農民等々の諸関連を鮮やかに浮き彫りにするものであり，とりわけ多国籍企業の圧倒的政治的パワーを印象づけるものであった。

- (5) EU ラテンアメリカバナナ紛争は，また発展途上諸国内部での相互間の立場の相違と利害対立とを浮き彫りにするものであった。具体的には，ACP 諸国（とりわけ，ウィンドワード諸島やジャマイカ）とエクアドルを始めとするラテンアメリカ諸国との対立である。地形，生産構造，伝統，社会的制度的枠組みなどによって，生産条件は各国で異なり，バナナ生産上の競争力は，ラテンアメリカ諸国が最も強く，ウィンドワード諸島やジャマイカは最も弱い。同じ ACP 諸国でも，西アフリカやドミニカ共和国などは，両者の中間的立場にある。92年に始まったバナナ紛争の発端は，ラテンアメリカ 5ヶ国によるガット提訴にあった。すなわち，当時 EU が各国バラバラにとっていた ACP 保護措置をそれから排除されたラテンアメリカ 5ヶ国がガット違反と提訴したものであり，発展途上諸国相互間での利害対立が原因である。それは明らかに，WTO 内部で発展途上国への特別待遇原則（SDT）を実効化しようと懸命に努力する発展途上諸国全体の結束した立場を弱める。
- (6) そしてそれは同時に，対立する発展途上諸国双方の利益にならないのである。発展途上諸国が相互の間で競争しあうことにより，「地獄への道」=race to the bottom が出現するからである。EU 市場で，保護された ACP 諸国と保護されないラテンアメリカ諸国がお互いに激しく市場競争をしあい，過剰供給からバナナ市場価格の崩落を招き，結局，敗者（カリブ諸国）のみならず，勝者（ラテンアメリカ諸国）もまた利得することにならないからである。敗者の経済は破滅的打撃を被る（カリブバナナのマージナル化の進行）が，市場競争に勝ち残った勝者の経済もまた過酷な競争条件に苦しめられるのである（ラテンアメリカの賃金切り下げ，人員整理，労働強化，環境破壊等々）。以下，本論で，これらの点を詳細に論じていくことにしよう。

II WTO 体制とロメ協定の非両立性

バナナ問題にはいる前に，まず，EU-ACP 関係の基本的性格について確認しておこう。バナナ問題は，ロメ協定の第 5 議定書（バナナ議定書）に関わっているからである。

EU-ACP 関係の非互惠的性格と発展途上諸国内での ACP 諸国の EU 市場での差別的優遇という本質的特徴をもつ EU のロメ協定（第 4 次協定は 1989 年 12 月に EU と当時 70ヶ国の ACP 諸国との間で調印された）が WTO 協定と両立しないという根本的問題をめぐっては，一般に，次の 3 点が指摘されている（前田 2000：293～298 頁）。(1)非互惠主義。(2)差異化(差別化)。(3)地域貿易協定(ガット第 24 条に定める地域貿易協定は互惠性を前提とする)。(1)(2)については特段の説明を要しない。(3)について，付言すれば，後にも述べるように，ガットパネルは，ロメ協定は，ガット第 24 条の規定する自由貿易地域には該当しないとされた。なぜなら，自由貿易地域においては関税等の諸制限が「構成地域間での全貿易に対して実質的に廃止される」（第 8 項）べきであるのに，ロメ協定は ACP 諸国に対する EU 諸国の一方的片務的措置であるからである。また，ロメ協定が非 ACP 諸国を差別することから，「他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはならない」（第 4 項）という目的規定とも矛盾するからである。ガットパネルの裁定は，このようなものであった。まさに，GATT・WTO におけるバナナ問題は，「ロメ協定を根本的に変えたいと願う者たちにとって，救いの神（deus ex machina）」（Grynberg 1997：7）となったのである。

ここで，ロメ協定の歴史を簡単に振り返っておこう。第 1 次（1964～69 年）と第 2 次（1969～75 年）のヤウンデ協定を引き継いだ EU とその旧植民地諸国との連合協定である第 1 次ロメ協定（1975～80 年）は，第三世界論の観点から見れば，画期的な協定であった。それは ACP 諸国にかつてないほどの強力な立場を与え，ACP 諸国の一次産品（鉄鉱石以外は熱帯農産物）輸出所得安定化のための STABEX（System of Stabilization of Export Earnings 輸出所得安定化制度）を創設するという，発展途上国が先進国から獲得することのできた歴史上最高の協定であった。その背後には，いうまでもなく，70 年代という南北関

係における南の攻勢の頂点へ向かう高揚の時期という時代背景があった（吾郷 2003 第1章参照）。

第2次協定（1980～85年）では、ACP諸国はSTABEXの拡大ではなく、新規鉱産物についてのみ、同じくEC管理化のSYSMIN（System for Mineral Products）という妥協的後退を余儀なくされた。第3次協定（1985～90年）では、さらに状況は不利化し、コンディショナリティが導入された。STABEXの資金トランスファーについて、その自動性が失われて、厳しい管理が導入され、介入メカニズムは詳細なものとなり、IMF世銀の融資政策に取って代わるオルタナティブを策定しようとする努力は放棄され、「EUはプレトンウッズ機関の熱心な支持者となった。」（前田 2000：330頁）つまり、STABEXの創設（計画原理の導入）からの180度の転換である。「EUは、ロメの基本的性格を契約性とパートナーシップからコンディショナリティと支配へと大きくシフト」（同上）させてしまったのである。第4次ロメ協定（1990～2000年2月29日）では、新自由主義と政治的コンディショナリティが構成要素となった。「ACPはEUにとっての重要度で見て、アメリカ、東欧諸国、地中海諸国、アジア、ラテンアメリカの後塵を拝している。つまり、EUは不安の時期にACPに対して与えた譲歩を少しずつ取り戻しているのである。」（同上）

2000年2月末での第4次協定終結の後、EUは、ACP 78ヶ国とコトヌ協定（<http://europe.eu.int/comm/development/cotonou>）を結んだ（2000～2020年）。その内容は、少なくとも2002年まではロメ協定の内容が事実上延長され、それ以後、自由化の準備を開始して（つまり従来の非相互的特恵関係は解消され）、2008年にWTO協定に一致する双務的自由貿易協定に移行する（12年の移行期間後、つまり、2020年には完全な自由貿易協定の完成となる）。コトヌ協定は、「ACP諸国の世界経済へのスムーズで漸次的な統合」と「WTO諸協定との完全な調和を確保すること」を謳っており、第1次ロメ協定以来のACP諸国に対する「差異のある特別待遇措置」（今日のSDT=Special and Differential Treatment）はここに文字通り、終焉を遂げることになる。こうして2007年末までのACPに対するWTOウェーバーは認められたが、バナナに関しては、後述の通り、今後の交渉に残された。以下、バナナ問題の詳細論にはいる。

Ⅲ EUのバナナ輸入制度

Ⅲ-1 1993年（市場統合完成）以前

1993年以前、つまり市場統合完成以前のEUのバナナ輸入関税は1963年に譲許した従価20%（数量で140万トンまで）であったが、多くの国は、自国の国内生産者（フランス、スペイン、ポルトガル、ギリシャの場合）や自国の旧属領生産者（イギリス、フランス、イタリアの場合）を保護するために、それらに対して特別のアクセスを許す優遇制度をとっていた（第1表参照）。たとえば、イギリスは、ジャマイカ、ウィンドワード諸島（ドミニカ、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、グレナダ）、ベリーズ、スリナム（第1図参照）に対しては無税の関税割当を行い、イタリアはソマリアからの輸入に対し、フランスは、グアドゥループとマルティニークの海外県からの国内扱い輸入に加えて、コートジボアールとカメルーンからの輸入に対しそれ

第1表 1993年以前のEU各国のバナナ輸入制度
（様々な数量制限と輸入許可制度）

イギリス、フランス、イタリア：ACP特恵（無税輸入） イギリス：ジャマイカ、ウィンドワード諸島（ドミニカ、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、グレナダ）、ベリーズ、スリナムのACP諸国への無税輸入割当 イタリア：ソマリアへの無税輸入割当 フランス（グアドゥループとマルティニークの海外県からの国内扱い輸入）：コートジボアールとカメルーンのACP諸国から無税輸入
スペイン、ポルトガル、ギリシャ、（フランスも）：国内生産 スペイン：カナリア諸島産がほぼ独占 ポルトガル：主に、マデイラ諸島、アゾレス諸島、アルガーヴ地方から。 ギリシャ：国内産（クレタ島とラコニア地方）と第三国からの輸入
オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド：（無税のEUとACP以外に対しては）20%従価税
ドイツ：ローマ条約のバナナ議定書による特別措置（すべての国からの無税輸入）

出所：UNCTAD secretariat, upon Arias, Dankers, Liu, Pilkauskas, *The World Banana Economy 1985-2002*, FAO, 2003; Badinger, Breuss, Mahlberg, "Welfare Effects of the EU's Common Organization of the Market in Bananas for EU Member States", 40/3 *Journal of Common Market Studies* 2002, p.515; Myers, *Banana Wars*, Zed Books, 2004. UNCTAD (<http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/ecopolicies.htm>)

第1図 カリブ海拡大図



出所：総務省統計局
<http://www.stat.go.jp/data/sekai/carib.htm>

「●」印は首都を表す。

ぞれ無税の関税割当を認めていた。スペインはカナリア諸島の国内生産者からしか輸入を認めず、ポルトガルももっぱらマデイラ諸島、アブレス諸島、アルガーヴ地方からの国内供給に依存し、ギリシャも一部第三国からの輸入以外ではクレタ島とラコニア地方からの国内供給に依存していた（いずれも無税）。オランダ、ベルギー、デンマーク、ルクセンブルグ、アイルランドは、EU 国内生産者と ACP 諸国の無税輸入以外は、20%従価税という単純なシステムであったが、ドイツは、例外的に（ローマ条約の下で）すべての国からの無税輸入を認められていた。つまり、簡単に言えば、EU は ACP 諸国に対しては第4次ロメ協定に基づいて無税による輸入を認め、それ以外の国に対しては20%従価税を課していた。これに対し、1992年6月に、ラテンアメリカ5ヶ国（コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア、ベネズエラ）がガット第1条（一般的最恵国待遇）、第11条（数量制限の一般的廃止）違反などを主張して、ガットに提訴し、93年6月には、ガットはこの主張を認めた（パネル報告 DS32/R）。EU バナナ問題の発端である。

Ⅲ-2 EU 新バナナ輸入制度（Common Market Organization for Bananas 93年7月以降）

他方、93年7月に EU は各国別で複雑な上記従来制度にかわる新たな共通のバナナ輸入制度（Council Regulation (EEC) 規則404/935）を導入した。単一市場が完成し、バナナ輸入に関しても EU 共通制度の必要性が生じたのである。93年新制度の内容は、基本的には、当時進行中のウルグアイラウンド交渉における関税化措置（輸入制限の関税への置き換え）の採用であるが、その仕組みは関税化と関税割当を組み合わせたやや複雑なもので、次のようなものである（第2表参照）。

輸入されるバナナを伝統的 ACP バナナ、非伝統的 ACP バナナ、第三国バナナに分類する。伝統的 ACP バナナとは、伝統的に EU にバナナを輸出してきた12の ACP 諸国からなる。西アフリカ（コートジボアール、カボベルデ、カメルーン）、マダガスカル、ソマリア、カリブ（ジャマイカ、ベリーズ、ウィンドワード諸島（ドミニカ、セントルシア、セントビンセントおよびグレナ

第2表 EU 新共通バナナ輸入制度（1993年7月以降）

伝統的 ACP バナナ：

ACP 12ヶ国、すなわち西アフリカ（コートジボアール、カボベルデ、カメルーン）、マダガスカル、ソマリア、カリブ（ジャマイカ、ベリーズ、ウィンドワード諸島（ドミニカ、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、グレナダ）、スリナムからの（割当量内の）輸出。

割当：85.7万トン（各国別に割当）
関税はゼロ（無税）。

非伝統的 ACP バナナ：

割当量を超える伝統的 ACP 諸国からの輸出量および新興 ACP バナナ輸出国からの輸出量。9万トンまで無税。以上を上回る分には、トン当たり750エキュの関税賦課。

第三国バナナ（ドルバナナ）：

それ以外の諸国（主にラテンアメリカ諸国）からの輸出。

200万トンまではトン当たり100エキュの関税賦課（それ以前の20%従価税に相当額）。それを上回る分にはトン当たり850エキュの関税賦課。

輸入ライセンス制度：

EU バナナと伝統的 ACP バナナを取り扱う輸入業者（B ライセンス）はドルバナナ輸入の30%までを扱うことができた。

非伝統的 ACP バナナ・第三国バナナを扱う A ライセンス輸入業者はドル輸入の66.5%を、新規参入者（C ライセンス）は残りの3.5%を割り当てられた。

出所：UNCTAD (<http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/ecopolicies.htm>)

ディーン諸島、グレナダ）、スリナム、つまりアフリカ5ヶ国とカリブ7ヶ国である。非伝統的 ACP バナナとは、伝統的 ACP 諸国への割当量を超える伝統的 ACP からの輸入量または新興の（非伝統的な）ACP 諸国（たとえば、ガーナやケニアやドミニカ共和国）からの輸入量のことを指す。第三国バナナとは、別名「ドルバナナ」とも呼ばれる非 ACP 諸国からの輸入で、大半は、ラテンアメリカ（つまりドル地域）の輸出国である。輸出量の順番に、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、グアテマラ、パナマ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラであり、大きな部分をアメリカ多国籍企業が支配している。

伝統的 ACP バナナは、合計最高85.7万トン（従来の各国実績を十分上回る関税割当量）まで無税、非伝統的 ACP バナナは最高9万トンまでが無税、以上を上回る分にはトン当たり750ECU（ほとんど禁止の高関税）の関税が賦課されるが、第三国バナナは、200万トン（90年当時の EU へのドルバナナ輸入額の年平均）まではトン当たり100ECU（従来の従価税20%に相当額）、それを上回

る分にはトン当たり850ECUの関税が賦課される。

割当量を上回る輸入は自由であったが、割当量内での輸入には輸入ライセンスが必要とされ、伝統的 ACP バナナと非伝統的 ACP バナナ・第三国バナナには異なる輸入許可制度が適用された（規則404/93）。EU バナナと伝統的 ACP バナナ（カテゴリー B）を扱う輸入業者（主として欧州企業）には、それ以外にもドルバナナ輸入の30%を、非伝統的 ACP バナナ・第三国バナナ（カテゴリー A）を扱う輸入業者（実際にはアメリカ多国籍企業）はドルバナナ輸入の66.5%を、それらの新規参入者（カテゴリー C）は、残りの3.5%を割り当てられた。カテゴリー A と B のライセンスの一部は熟成業者にも割り当てられたが、熟成は EU 内での EU 所有ないし管理下での熟成施設でなされたので、それは欧州企業に有利に作用した。

要するに、新制度の下で、ACP 諸国は、第4次ロメ協定で保障された¹⁾EU 市場での歴史的な地位を最低限維持できることとなったのである。これに対し、その他の輸出国、とりわけラテンアメリカ諸国は、上限200万トンの関税割当によって自分たちの輸出能力が制限されていると感じた。

Ⅲ-3 ガット提訴（93年）とバナナ枠組み協定（94年）

ラテンアメリカ5ヶ国（92年と同じコロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア、ベネズエラ）は、EU の新バナナ輸入制度に対しても93年4月にガット第23条第1項に基づくパネル設置を求め、94年2月にガット違反と認定するパネル報告がでた（DS38/R）が、EU が反対したため、それも正式には採択されなかった。採択されなかったガットパネルは、ACP 諸国に無税輸入を認めている特惠待遇はガット第1条に違反すること、ロメ協定はガット第24条にいう自由貿易地域に当たらないこと、100エキュは従価20%を上回る恐れがあること、関税割当の一定部分を EU と伝統的 ACP 諸国に割当てているカテ

1) 第4次ロメ協定のバナナ議定書（Protocol 5）第1条は次のように書いている。「共同体市場へのバナナ輸出に関して、いかなる ACP 諸国もその伝統的市場へのアクセスおよびそれら市場での利得に関して過去または現在よりも不利な立場におかれることは決してない。」この ACP 特別待遇の WTO 整合性に関して、96年10月に、EU は、ガットウェーバーを獲得した。

ゴリー B の輸入許可制度はガット第1条および第3条（内国民待遇）違反であることなどを裁定していた。したがって、新バナナ輸入制度の二つの基幹部分（ACP 諸国保護のための特惠待遇と関税割当制度）は、ガット違反であると否定されたことになったが、他方、関税割当を超える部分の禁止的高関税は、輸入数量制限であって、ガット第11条に違反するというラテンアメリカ諸国側の主張もパネルでは退けられた。

紛争解決に関するガット規定はコンセンサスによって支持されない限り、パネル報告は採択されないというものであったが、95年1月発足の WTO 規定では、逆に、コンセンサスによって否決されない限り、パネル報告は採択されるというものであり、紛争解決規定は WTO の下で飛躍的に強化されることになった。したがって、EU は、ガットの二つのパネルにおいて敗北しているので、別の方法を求めないでは、ロメ協定の条項を守ることができない状態に追いやられた。

まず、94年4月のマラケシュでの WTO 協定調印時に、グアテマラを除くラテンアメリカ4ヶ国（コロンビア、コスタリカ、ニカラグア、ベネズエラ）との妥協が成立した。バナナ枠組み協定（BFA）である（第3表参照）。4ヶ国は、パネル報告の採択働きかけや新制度への異議申し立てをしなない代わりに、ACP への保護の削減と制度の改善を獲得した。制度の改善とは、ドルバナナへの関税割当の引き上げ（94年210万トン、95年220万トンへ）、割当内での関税の100エキュから75エキュへの引き下げ、4ヶ国への関税割当の一定割合の配当（合計で49.4%）などである。その後、95年の EU 拡大（オーストリア、スウェーデン、フィンランドの加盟）に伴って、35.3万トンの追加的関税割当がなされ、ドル（および非伝統的 ACP）バナナへの関税割当は合計255.3万トンにまで拡大した。エクアドルは EU からこの妥協への参加を勧誘されたが、参加しなかった。競争力の強いエクアドルは、提示された関税割当の配当（ラテンアメリカ諸国の対 EU 輸出総額の20%）がコロンビア（21%）やコスタリカ（23.4%）より低い上に、輸出を急増させた92年実績（28%）より低かったからである。

ついで、94年10月、EU は ACP 諸国とともに、ロメ協定のバナナ特惠に関し

第3表 BFA（1994年4月）による割当と関税率

伝統的 ACP バナナ：

年85.7万トンまで（各国に実績に基づき上限を設定）無税輸入（上限を超える輸入は非伝統的 ACP バナナ扱いとなる）。

非伝統的 ACP バナナおよび第三国（ドル）バナナ：

当初年200万トン（94年に210万トン、95年に220万トンに引き上げ）。EU 拡大（95年）後、35.3万トンの関税割当が追加、最終的には計255.3万トン。関税割当内では、各国にシェア割当。ラテンアメリカ4ヶ国（コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、ベネズエラ）に合計49.4%。9万トンが非伝統的 ACP に。残り50.6%—9万トン（255.3万トンのうち約129万トン強）がその他諸国（主にその他のラテンアメリカ諸国）に。

関税率は、非伝統的 ACP については、割当内では無税（割当を超える分については、当初トン当り750エキュの関税賦課）。第三国（ドル）バナナについては、割当内では当初トン当り100エキュ、その後75エキュに引き下げ（割当を超える分については、当初トン当り850エキュの関税賦課）。

出所：UNCTAD (<http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/ecopolicies.htm>)

てガット第1条第1項に関するウェーバーを申請し、先述の注1の通り、認められた（その後、WTO によっても継承され、先述および後述のとおり、ロメの後のコトヌ協定でも2007年末までウェーバーは有効とされている。ただし、2006年以後は完全関税化が始まる）。

95年時点での EU のバナナ輸入のシェア内訳は、ACP（EU 含む）31%、ドル69%（コスタリカ17%、コロンビア15%、その他37%）である。

IV WTO 提訴と裁定

IV-1 チキータの政治力とアメリカ政府

しかし、EU 新バナナ輸入制度と EU のラテンアメリカ4ヶ国政府との妥協（BFA）は、世界最大のバナナ多国籍企業チキータを怒らせ、EU のガットウェーバー申請にもかかわらず、チキータのロビーを受けたアメリカ政府を WTO 提訴へとつき動かすことになった。

チキータバナナの3分の2は、パナマ、コスタリカ、ホンジュラス、コロンビアの直営農地で生産されていた。残り3分の1が契約栽培農家から直接購入されていた。プラテーションからマーケットまで一貫統合された効率的な経営

であり、労働者は低賃金で、農薬空中散布などの健康被害から十分守られていなかった。チキータやドールは80年代後半に、特に、東欧とアジア、ヨーロッパでの需要の増加を当て込んで、大規模な投資を行っており、実際に、ラテンアメリカからのEUへの輸出は、1989年以降毎年増加していた（87年の140万トンから92年の237万トンへ）が、生産の伸びの方が上回り、過剰生産と価格の下落を結果していた。特にEU市場でそうであった。EUでのチキータの利益は、ピークの91年の1.7億ドルから92年には200万ドルの損失へと変化し、ニューヨーク株式市場でのチキータの株価は50ドルから10ドルへと下落した。

このような状況のなかで、チキータにとっての最大の問題は、まさにEU新バナナ輸入制度とラテンアメリカ4ヶ国とのBFA協定であった。200万トンの上限は、チキータにとっては92年の売上げの2割カットに等しかったし、Bライセンス制度は、ドル輸入の30%をACPと国内生産者に与えることによってチキータのシェアをヨーロッパ企業に奪われることに等しかった。合計して、EU市場でのチキータのシェアは65%減にもなるとチキータは主張した。それにつけ加えて、関税割当によるEUの輸入制限は、他市場への輸出を増やすことによって、さらにチキータの損失を増やすとも主張した。各国割当によって上限を設定したBFA協定は、チキータにとってとどめの一撃であった。

チキータは、ハワイバナナ産業協会（アメリカの唯一のバナナ栽培業者団体、生産量はほんのわずかに）に働きかけて、74年通商法の301条（不公正貿易慣行への報復条項）に訴えた。しかし、この発動要請はかつて前例のないものであった。なぜなら、バナナは、アメリカの輸出品ではなかったからである。74年通商法によってアメリカの貿易利益が侵害されているとされたものは、EU市場にアメリカ企業が他国から輸出する品目だったのである。つまり、特定アメリカ企業の利害がアメリカの貿易利害とされた。このことは、いかにチキータの政治力が抜きん出て強力であったかを示す。しかし、ともかく、チキータのロビーを受けたアメリカ政府はWTOに提訴した。そしてそれは、EU新バナナ輸入制度の恩恵を受けたカリブ諸国政府（カリコム＝CARICOMカリブ共同体の14ヶ国政府）²⁾を直接アメリカと対立させることになった。アメリカ政府に対する彼らの反論は、次のようなものであった。すなわち、チキータの損失とさ

れているものは、93年半ばに施行された新輸入制度以前のものであり、実際に同じ程度のシェアをもつドールは、提訴に加わっておらず、不満を訴えてもいない、ドールは、新制度に適応して、投資を増やしており、実際に90年以降、EUでの市場シェアを増やした、というものであった。より政治的なレベルでは、カリブ諸国政府は、これら諸国の脆弱な経済に新輸入制度がもっている決定的な重要性を訴えた。

しかし、アメリカ政府は、より広い文脈で、つまり後に現実化するWTO貿易紛争におけるEUに対するホルモン牛肉（1998年パネル勝訴）と遺伝子組み換え作物（2003年提訴）との関連で、バナナ問題をとらえた。冷戦の終焉は、アメリカにカリブの利害を特別配慮する必要をなくさせてもいた。確かに小さなカリブ諸国にとって、EU市場は決定的かもしれないが、新制度の主要な受益者は、カリブ以外のACP諸国であるともアメリカは主張した。

アメリカはWTO提訴（正式提訴は96年4月で、形式的には、アメリカにホンジュラス、グアテマラ、メキシコ、エクアドルのラテンアメリカ諸国が加わった）と平行して、コスタリカとコロンビアに対して、個別に301条を発動し、BFAからの脱退を要求した。結局96年1月に名目的な改善約束でもって、この発動は取り下げられたが、しかし、いずれにせよ、それはチキータの政治力を示すには十分な出来事であった。

バナナ紛争問題の特徴の一つは、他のアメリカ企業がアメリカ通商代表部（USTR）を支持していないことであった。ドールは301条提訴に加わらず、穏健な妥協案を出したし、デルモンテに至っては、公然とEU新制度を支持する声明を出したほどであった。このこともまた、アメリカ政府の政権中枢に対するチキータの異常なまでの政治力を証左している。

結局、ガットからWTOへの移行は、WTO推進派が言うように、「貿易紛争

2) カリコム加盟国は次の通り。アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セント・クリストファー・ネイヴィース、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、モンセラット（英領）。モンセラットを除くこれら14ヶ国にキューバとドミニカ共和国を加えた16ヶ国がカリブのACP諸国である。

を阻止」するものではなく、むしろ逆に、「貿易紛争を誘発し、貿易紛争にお墨付きを与える」ものとなった。実際に、WTO 紛争処理機関への提訴件数は、ガット時代と比べて、WTO 発足の95年以降飛躍的に増加しているし、WTO に承認された報復措置は、それ以前の一方的な報復措置と異なって、貿易紛争とその制裁に正統的なお墨付きを与えたのである。

IV-2 パネル裁定

WTO のパネル報告書（97年5月公表，9月採択）は、非差別に関するガットルールとサービス貿易協定の分析にとって示唆的である。以下で、やや詳細に個別の争点とその裁定について見ていこう。

国別割当：

新制度下での特定国への割当、特に BFA の下での特定国への関税割当は、ガット第1条最恵国待遇に違反する差別措置としてごうごうたる非難を浴びたものであったが、裁定は、巧妙なものであった。ガットは関税割当の特定国への特定割合の配当を認めているが、市場シェアの10%以上を占めるすべての他の供給国にも同様にシェアを割り当てることその条件である。したがって、10%以下の特定供給国にも割り当てるのであれば、他のすべての10%以下の供給国にも割り当てなければならない。コロンビア（1989～91年に16%）とコスタリカ（20%）は、当時唯二のガット加盟10%以上国であった。エクアドル（15%）とパナマ（18%）は当時ガット未加盟国であった。ニカラグアとベネズエラは、10%以下であった（それぞれ、1.7%とほとんど0%）。要するに、BFA はガット第13条（数量制限の無差別適用）違反と裁定された。この裁定は、ACP 特にカリブ諸国にとっては重大な意味を持っていた。なぜなら、ACP 諸国の市場シェアはすべて10%以下であったからである。残された救済策は唯一、ウェーバーだけとなった。

ウェーバー：

裁定の文言は「第4次ロメ協定の当該規定に要求されている特惠待遇」を認める。問題点は二つであった。ロメ協定の規定を誰がどう解釈するかということ、差別待遇とは何かということである。前者について、パネルは、パネル

自身が解釈する権利があるとし、第4次ロメ協定は、1989年12月に調印され、90年から実施されているから、割当は、91年以前の輸入数量の最大を上回ってはならないとした。実際には、若干の国には、それ以上の量が割り当てられていた。後者については、ガット第13条は、加盟国間の差別を禁じ、割当がない状態に最大限近い形での割当の実行を求めるものであった。裁定は、「特惠関税だけがロメ協定の要求する市場アクセスの機会と便益を提供するものではないこと、ガット第13条と矛盾しない形で関税割当を実行すること」を求めた。しかし、後述するように、実際にはそれはきわめて困難なことであった。

輸入許可制度：

ACP または国内バナナを扱っていた業者にドル輸入の30%の割当を認めた B ライセンス制度³⁾はロメ協定にも要求されていないことであり、ガット違反であると裁定された。国内生産者保護もガット（第13条第4項）違反とされた。複雑なライセンス割当制度も差別的とされた。ライセンスの便益は、伝統的な便益とは認められないからロメ協定の要求する正当なものではないとされた。ハリケーンライセンス制度（ハリケーンを理由とした国内または ACP バナナの優遇）も違反とされた。

サービス貿易協定（GATS）：

パネルはサービス貿易に関しても画期的な裁定を出した。というのは、バナナライセンス制度は、財の貿易に関するガット違反であるばかりでなく、サービスの貿易に関する新しいガット協定（第2条最恵国待遇と第17条内国民待遇）違反でもあったからである。サービスはバナナの流通の全側面をカバーするものであり、ガットの非差別ルールに違反するライセンス制度は、同じくガットの非差別ルールにも違反するとした。これは驚くべき結論で、影響範囲がきわめて大きい。たとえば、ハリケーンライセンスは、ACP または国内産物を扱う業者にのみ発行されるから、事実上は、第三国業者を差別して、

3) 論争を呼んだ B ライセンス制度にはツイニングの先例があった。すなわち、ACP 製品の輸入には、より競争的な供給先から同種のを無税で輸入できるライセンスが付与される形での奨励があった。92年5月に EU 委員会が当初提案したものは、まさにこれであったが、それは当然ながら、複雑で実施困難として結局 B ライセンス制度に修正されたのであった。

主に EU 業者を優遇するものであったからである。

以上のように、WTO 裁定は、EU に制度変更を迫るものであり、EU は上級審に上訴したが、上級委員会の裁定も、ほとんどパネル裁定と変わらなかった。むしろ、ウェーバーの解釈をテクニカルにより厳密にした（上級審の主任判事はアメリカ人）。

IV-3 置き去られた ACP 諸国

ACP 諸国は、バナナ貿易のすべてを失いかねなかったもので、裁定に最も大きな死活的利害を有していたが、WTO の反小国の制度的欠陥によって、紛争においてきわめて不利な立場に立たされた。WTO 当局は、事態を、一方アメリカとラテンアメリカ 4 ヶ国（ホンジュラス、グアテマラ、メキシコ、エクアドル）、他方 EU との間の紛争としてしか見ていなかった。ACP はたとえば日本（輸出国ではないが、裁定のインプリケーションに関心を有していた）と同じような第三国の地位しか与えられなかった。つまり、ACP は非常なハンデを負わされたに等しかった。彼らは一般会合に出席できず、限られたセッションで短い声明を読み上げることが許されただけであった。彼らは、事実認識や法的問題で原告や EU に質問をしたり、反論を提起したりする権利を否定された。報告書が検証審査のために関係者に配布された時も、それを受け取ることもできず、公表された後によりやく入手できるのみであった。さらに、パネルの議長は、原告の要求で、ウィンドワード諸島の二人の顧問弁護士を一般会合のセッションから追い出してしまうといったことも起こった。その正当化の理由は、民間人には政府役人と同じ機密事項秘匿義務を課せられないこと、および私設弁護士を認めると小国の財政負担が大きくなりすぎるというものであった。しかし、この理由はまったくナンセンスである。民間人を雇う時に機密の保持を宣誓させれば済むし、必要な時に弁護士を雇う方がフルタイムの常設法律専門家を抱えているより安くつくであろうからである。この件が新聞で暴露された時、パネルの議長は、情報を漏らした代表団を非難するという恥の上塗りを行った。原告側の二人の弁護士の排除の要求の一部の原因は、二人のうちの一人が、かつてアメリカ通商代表部の古手のスタッフだったことであろうが、

それは正当な理由にはならない。上級審では、弁護士の出席は認められたが、時すでに遅しだった（Myers 2004: 89-90）。

IV-4 改革への動き（98～99年）

97年9月にパネル報告書が採択され、EU は、99年1月1日までに WTO ルール違反にならないように、バナナ輸入制度を改革することを求められた。EU 内部での政治バランスも、92年末に新バナナ輸入制度が決定された時とは異なっていた。95年の新加盟国（オーストリア、スウェーデン、フィンランド）は、どの国も、ACP 諸国と特別の関係を持たず、もっと保護的でない非差別的な開放的な制度に味方していた。なぜなら、輸入割当は原産国から直接輸入する一次輸入業者に主に割り当てられていた（ウェイトは57%）が、これら諸国（デンマークも）の輸入量は少ないため、これら諸国での輸入業者はチキータのような主要輸出業者から仕入れる二次輸入業者で、EU 新制度でのドル輸入の割当はわずかだった（15%）からである（残りの28%は熟成業者）。彼らは自国政府に圧力をかけて、制度改革を求めた。こうして WTO ルールに合致するよりリベラルな制度への支持は、EU 内でもドイツを先頭に多数派になりつつあった。ただし、ドイツ以外のこれら諸国はいずれも小国で、EU 内での意思決定を支配するのに必要な特定多数決を構成するには不十分であった。他方で、イギリスとフランスを先頭とする ACP 保護的差別的制度擁護派も、同様に特定多数決を構成するには不十分であった。つまり両者とも、正確には、相手の意思を妨げることのできる少数派でしかなかった。

改革の根幹は、B ライセンス制度による ACP 諸国と国内生産者の保護はもはや維持不可能ということであり、また ACP 諸国への特定国割当ももはや不可能ということだった。カリブの伝統的輸出国にとって、これは決定的な問題であった。

欧州委員会の改革案（Council Regulation 1637/98）（第4表参照）は、255.3万トンのドル輸入総量に対する関税割当は維持する、WTO が認定した10%以上のシェア（substantial supplier）をもつ4ヶ国（エクアドル26.17%、コスタリカ25.61%、コロンビア23.03%、パナマ15.76%）への関税割当の特定シェ

第4表 改革による1999年1月以降のバナナ輸入制度

- 1 255.3万トンの関税割当の国別割当は、substantial supplier (10%以上のEU市場シェアをもつ国)にのみ割り当てられた。すなわち、エクアドル(26.17%)、コスタリカ(25.61%)、コロンビア(23.03%)、パナマ(15.76%)。関税率は75ユーロ。
- 2 ACP諸国には、伝統的/非伝統的を問わず、国別割当は廃止された(グローバルACP割当制の導入)。85.7万トンの無税輸入枠は維持。
- 3 基準期間(1994~96年)の伝統的取扱業者の実績に基づく輸入ライセンス制度。輸入ライセンスの92%が伝統的取扱業者で8%が新規参入者。関税割当内であれば、ライセンスはいかなる供給先にも有効。

出所：http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/ecopolicies.htm

アの配当(上記数字)は認める、伝統的であれ、非伝統的であれ、ACPへの割当は廃止する、ただし85.7万トンの無税輸入枠は維持する、伝統的輸入業者のライセンス制度は94~96年の実績に基づいて維持するというものだった。結果は、上記4ヶ国で輸入割当の90%以上を占め、ACP諸国には、個別の国別割当が廃止されて、合計85.7万トンの無税輸出を保障する単一関税割当が与えられたということであった。

98年7月に改革案は閣僚理事会で承認され(デンマークとオランダは反対したが)、99年1月に発効することとなった。新制度によるACP諸国や国内生産者への保護の削減の補償措置として、ACP諸国生産者への援助措置(期間10年)も付け加えられた。

IV-5 エクアドルによる再提訴とアメリカの報復

しかし、エクアドルは、98年12月に、ACP諸国に別個の関税割当を認める新制度もなお差別的であるとして、再度WTOに提訴した。そして、アメリカは、98年11月に単独で、EUへの報復措置適用の意図を通告した。

結局、99年1月の新制度の実施は、WTOにおける三つの動きを生んだ。

1. 総額年5.2億ドルに及ぶEU産物⁴⁾への懲罰的関税(100%従価税)の形態でのアメリカの報復。99年4月から事実上実施(2001年6月末まで)⁵⁾。
2. エクアドルは、前回のパネルの再設置による新制度の再審査を要求。これ

4) ベッドシーツ類、入浴製品、段ボール、奢侈用箱ケース、鉛酸化バッテリー、高級ハンドバッグ、石版、コーヒーマーカー、チーズなど雑多な9品目である。

は、アメリカが時間がかかり、効果的でないとして拒否したものであるが、WTOの下での正統的な手続きであった。

3. EUは新制度がパネル裁定に合致するとの確認をWTOに求めた。

WTOは、これら三つの点を審査するパネルを前回とまったく同じ委員構成で設置した。

IV-6 第二次パネル裁定(99年4月)

第二次パネル裁定は、99年4月に、新制度がパネル裁定に合致しないと裁定した。ACP諸国に別個の関税割当を認めることは差別的であり、また94~96年実績に基づいてライセンスを割り当てるのは、Bライセンス制度の影響が残る年次であるからして、差別的であるとした。国別割当は、いかなる特定年次に基づいてもならず、それは全当事国との合意によらなければならないとした。またアメリカは報復の権利を持つとした。ただし、報復の適正額は、年間5.2億ドルではなく、先の注5の通り、1.9億ドルであるとした。また裁定は、エクアドルにも報復の権利を認めたが、エクアドルは、報復の自国への打撃を考慮して、権利の行使を行わなかった。

エクアドルは、WTOに合致する制度のモデルを示すようにパネルに要求したが、これにたいするパネルの勧告は、否定的なものであった。すなわち、1案として、ACP諸国に別個の関税割当を認めるいかなる制度もガット第13条の適用へのウエーバーを必要とするというもの。しかし、このウエーバーの獲得には、75%の賛成が必要であり、それは実際には、アメリカとラテンアメリカ諸国の賛成なしには不可能だった。代替案として、関税保護のみの制度、つまり、ACP諸国には関税(無税)以外のいかなる保護も認めない制度である。しかし、これも、ガット第1条のウエーバーをとる必要がある。そして実際に、既述のとおりその方法がとられた。

結局、第二次裁定は、EUを窮地に陥れた。ACPへの義務を守るガット(WTO)

5) EUはこれに対し、WTOに仲裁を求め、WTOは年1.914億ドルの報復を認めた。その後、EUとアメリカおよびエクアドルとの間に紛争解決の「バナナ了解」が成立し、2001年7月からは、報復関税は廃止されて、従前の状態に復帰している。

総合的な方法は（ウェーバー以外）ほとんど不可能ということになったのである。そしてその不可能をなんとか可能にする方法を模索する間、アメリカの報復措置の損失を二年弱の間被り続けることになった。

アメリカの報復は、EU内部の対立を考慮して、デンマークやオランダに対しては影響が及ばず、ACP諸国保護に最も熱心なイギリスの輸出に対して最大の打撃を与えるように計画されていた。スコットランドのカシミア製品が当初のリストに含まれていたが、第二次裁定が報復額を大幅削減したとき、それはリストから除かれた。最終的に99年4月に発表されたリストでは、前述注4の9品目だけが対象となった。2000年2月7日号のタイム誌（The Times, Feb. 7, 2000）はアメリカの報復を評して、「チキータの利益のために庶民のアメリカ人が犠牲になっている」と論じた。けだし、報復は輸出入双方の側の関係者（中小零細業者・労働者・消費者など）に打撃を与えるからである。

EUは、WTO裁定以前に報復の実施を可能とさせているアメリカの1974年通商法の規定をWTO違反としてWTOに提訴した。日本、カナダなど11ヶ国がEUを支持した。この時のパネルの結論は、WTO裁定以前の報復の実施はWTO違反であり、アメリカの通商法301条は、その適用に当たってアメリカがWTO手続きに従う場合にのみ、WTO違反でないと言われた。アメリカは今後そうする旨、声明した。

IV-7 カリブ諸国保護の方法論争

WTOの外部でも、EUバナナ輸入制度の問題は大きな論争を呼んでいた。

新制度の最も強い批判者は、世界銀行の経済学者ボレル（Brent Borrell）だった（Myers 2004: 101）。彼は、管理された市場を通じてACP諸国のバナナ輸出を保護するのではなく、ACP諸国を直接援助することを提唱した。彼の計算では、関税割当制度により、EU消費者は年間20億ドルも高く支払っているが、そのうち、わずか1,500万ドルしかACP諸国には流れていない。つまり、1ドルの援助のために、13.25ドルも消費者に負担させている、という。他の発展途上国の損失を考慮すると、EUバナナ輸入制度の発展途上国全体の純便益はゼロだとボレルは主張した。

第5表 ウィンドワード諸島バナナ産業の特徴（1992年）

	ドミニカ	セントルシア	セントビンセント	グレナダ	合計
人口	71,495	138,151	106,499	90,961	407,106
バナナ輸出					
数量 (metric ton)	58,025	132,853	77,361	6,300	274,539
金額 (百万エキュ)	82.2	184.9	101.4	7.8	376.3
総輸出に占めるバナナ輸出のシェア (%)	56.6	60.1	49.3	17.2	53.5
GDPに占めるバナナ輸出の割合 (%)	19.1	17.5	18.3	1.7	15.1
生産者数	6,555	9,500	8,000	600	24,655
バナナ栽培面積 (エーカー)	12,000	16,500	12,000	1,200	41,700
一人当たりGDP (ドル) (1995年)	2,990	3,370	2,280	2,980	-

出所：Grossman 1998 Table 1. 1.

しかし、ボレルの主張は、多くの他の経済学者たちによって批判された。彼のモデルは欠陥があり、疑わしい前提に基づいており、とりわけ、過剰生産で過去20年間で最も価格の低かった91～92年価格に基づいて計算していると批判された。同じく世銀の顧問で、エクセター大学教授のマキーナニ（McInerney）は、ボレルの計算はまったく不正確だとしている（Myers 2004: 102）。

この論争で、筆者自身はボレルの批判者たちに味方したいが、しかし、計算の正確さ云々を超えて、ボレルの主張は本質的な問題を提起している。つまり、貿易か援助かという問題である。

ボレルはEU新制度を効率の観点のみで考えている。その上で、不効率な生産者を市場から淘汰して、効率な生産者を支援する直接援助を提唱しているのである。しかし、EU市場で伝統的なACP諸国の現存（1989年時点）の便益を2000年まで保護しなければならないロメ協定上の義務を負っているEUにとって、彼の提唱は実際的なオプションにはなり得ない。後述する通り、ACP諸国にとってのバナナ産業の経済的、社会的、政治的重要性から見ても、特に、カリブのウィンドワード諸島（総輸出の半分以上を占める最大の輸出産業であり、雇用の3分の1以上を占める）にとっては（第5表、Grossman 1998, Clegg 2002参照）、彼の提案はまったく実際的ではない。

代替案、つまり、ACP諸国をも含むすべてのバナナ輸入に関税をかけ、その収入でもって、ACP諸国に価格補助（市場価格と生産費との差額補填の不

足払い制度)を行う案も、ロメ協定で無税輸入が規定されている以上、実施不可能であった。それに競合品の輸入が制限されない限り、不足払い制度は高くつくか、または ACP の輸出は壊滅するかである。

結局、市場の秩序と安定性をもたらす EU のバナナ輸入の関税割当制度は、ACP 諸国のみならず、国内生産者を保護する EU 共通農業政策にとっても本質的なものだったのである。

IV-8 アメリカでの状況

一方、チキータの異常な政治力が発揮されたアメリカでは、一面的な WTO 自由貿易原理の賛美ばかりで、ACP 諸国の窮状に心を寄せる議論はまったくなかったのだろうか？ そうではなかった。

カリフォルニア州選出の黒人民主党下院議員ウォーターズ (Maxine Waters) は、アメリカ議会で、カリブバナナ栽培農民のために活発な論陣を張った (Myers 2004: 106)。彼女の論点は2点 (道義とアメリカの利害) であった。道義的には、彼女は、一アメリカ企業の利益のために、アメリカの輸出品ですらないものを巡る EU とアメリカとの貿易戦争で、カリブの小さな島国の民主主義が犠牲にされるべきでないと訴えた。これらの国々は、バナナ以外の代替的な輸出作物をもたないものであるから、(カリブを保護する EU バナナ輸入制度を WTO 違反とする) アメリカの行為は、これらの国々が緊急に必要とする資金を彼らに与えないものとした。アメリカの利害に反するという意味は、カリブのバナナ産業が破壊されれば、栽培農民たちは生存のために麻薬栽培に追いやられることになろうというものである。我々は、彼女の論点(麻薬への転向)に、(アメリカへの) 不法移民の増加とインフォーマルセクターの隆盛とを加えることができるが、それはさておき、今しばらく、状況を追ってみよう。すでに、96年3月に、国務省は、セントビンセント島の土地は、南米の麻薬商人たちにとって非常に魅力的であり、代替的な現金作物としてバナナ農民たちがマリファナ栽培に転換しつつあるという報告書を出していた。同じく96年6月に、アメリカ大西洋軍司令官のシーハン将軍は、アメリカのバナナ政策が変更されなければ、地域は不安定化し、麻薬取引が増加するとの恐れを述べた。

ウォーターズ (<http://www.house.gov/waters>) は、96年に賢人グループを組織して、ジャマイカとウィンドワード諸島を訪問し、報告書「カリブにおける民主主義とアメリカの国益の危機」(Not Just a Trade Issue: Jeopardising Democracy and US National Interest) を刊行し、バナナ貿易に依存するこれらの経済の破壊は、非合法移民ととりわけ麻薬取引のリスクをもたらして、アメリカ自身の戸口での社会的政治的不安を作り出すものであると訴えた。地理的に、これら諸国は、麻薬の世界最大の消費国と世界最大の生産国との間に挟まれたサンドウィッチのような位置にあった。ニューズウィーク誌の97年4月28日号は、第一次パネル報告書の WTO 違反裁定のニュースを報じて、一面トップで、「チキータ対カリブ諸国：自由貿易の新たな犠牲者？」(Chiquita vs the Caribbean: Island Economies May Be New Victims of Free Trade? Newsweek, Apr. 28, 1997) と解説した。アメリカの政策を冷戦時代のそれと比較して、「80年代ならば、カリブ諸国にそのような打撃が加えられるのをアメリカは許さなかったであろうし、ましてや自らそれを作り出したりはしなかったであろう」と同誌は評したが、誠に正鵠を得ている。

IV-9 アメリカ通商代表部の態度

ウォーターズらのこのような政府批判に対して、アメリカ通商代表部は、カリブ諸国の EU 市場でのシェアは9%以下なのだから、そのようなわずかのシェアの保護のためだけに、アメリカの貿易を妨げる制限的で差別的な市場制度を課すことは正しくない、不足払い制度または「マイナスの関税」でカリブ諸国の特別の必要に対応すべきであるとした。しかし、すでに述べたように、チキータに影響されたアメリカ政府の立場はまったく正しくない。先述の通り、不足払い制度または「マイナスの関税」でカリブ諸国の特別の必要に対応することなどまったく非現実的なのである。EU にとってその財政負担は莫大なものとなり、また時間の経過とともに、その根拠の合理的な算定はますます困難となろう。政治的には、EU にとってそのようなやり方はほとんど不可能であった。ACP と国内生産者への支持コストをできるだけ少なくするためには、関税割当制度がどうしても必要であった。結局のところ、バナナのような奢侈的

非必需の熱帯産品の価格に対する消費者の利益がその他のはるかにより重要な経済的社会的政治的環境の考慮を上回るものは到底言い得ないのである。

上記の批判とは別に、アメリカ政府の主張は、理論的には、どう理解すればいいのだろうか？ 一つは、チキータの利害とアメリカ政府の立場を弁護し合理化するための為にする議論だという解釈である。もちろん、それを完全に否定することはできないであろう。二つ目は、議論を真剣に受け取るとすれば、アメリカ政府が国内の農業保護のために実際に行っている制度を単に応用しただけであると解釈することである。アメリカの農業保護は、国内補助金にせよ、輸出補助金にせよ、アメリカの農業多国籍企業、アグリビジネスへの政府支援である。アメリカは、自国農業を大規模に保護しながら、ロメ協定などの形でのEUによるACP保護を自由貿易の名において批判する。この論理の整合性を問う者は先進国にはいないが、それは論理の問題ではなくて、世界資本主義の権力構造の問題であるからに他ならない。第三に、アメリカが主張する新自由主義の論理からすれば、農業保護の政府支出は、どんな形にせよ、一部のものを除いては、原理的に否定されるはずである。したがって、不足払い制度や「マイナスの関税」をアメリカ政府が説くのは、いかに、「カリブ諸国の特別の必要に対応する」ためであるとしても、論理的首尾一貫性を欠くとの批判は免れない。「小さな政府」は、真っ先に、経済的弱者への補助金を削減するものである。

IV-10 第二次裁定後のEUの方針

第二次裁定にたいして、EUは上訴しても見込みはないと見て、上訴をしなかった。これまでの方針を転換して、主要相手国、特にアメリカとの合意を求めることにしたのである。

協議の結果、すべての当事国が関税割当制度を支持したが、問題は、割当の配分に際しての基準期間をいつにするかということであった。90年代後半以後新興輸出国や新興取扱企業が台頭し、EUバナナ市場に大きな変動が起こっていたからである。新興のエクアドルはできるだけ最近の時期を、アメリカとその他のラテンアメリカ諸国は93年以前を主張した。EUは、93年以前のような

古い時期は不可能であるとした。ACP諸国は、別個のACP割当の設定を主張し、それに必要なガット第13条のウェーバー取得を主張したが、それは他の当事国にほとんど受け入れられなかった。

当初、EU委員会は、基準期間なしの関税割当、つまり、「早い者勝ちの」255.3万トンに上るドル輸入（全世界のAとEU拡大用のBの二つの関税割当があるが実際には単一の割当制度として取り扱われ、世界中のいかなる国からでもよい）割当（関税は75ユーロ）、ACP諸国の無税輸入、競売による85万トンの第三者割り当て（ACPは275ユーロの特恵関税、その他は300ユーロ）を提案した。ACP諸国は、たとえ特恵があっても、競売方式では彼らの輸出の維持は不可能であるとして、これに反対した。結局、EU委員会は、全割当への「早い者勝ち」方式（ACPは無税で、ドルバナナの輸入はA/B割当は75ユーロで、C割当は300ユーロ）を提案した。

EUのアメリカとエクアドルとの合意（2001年）の結果、最終的には、2段階方式（2005年末まで関税割当方式、2006年1月1日からフラット税率での関税のみ）、ACP保護の別個の関税割当、そのためのウェーバーの取得、ひきかえにACP諸国は、10万トンのACP諸国（C割当）からA/B割当への割愛を認めることとなった（第6、7表参照）。以上はWTOウェーバーが認められ次第、2002年1月1日から発効することとなった。それまでは、A割当は220万トン、B割当は35.3万トン、C割当は85万トンですべての国と輸入業者に開放され、関税はA/Bはトン当たり75ユーロ、Cは300ユーロで、ACPはいずれも特恵（無税）、採用された割当の配分の基準期間は94～96年（伝統的取扱業者が有利）で、関税割当以外の輸入についてはドルバナナ680ユーロ、ACP380ユーロで、いずれもほとんど禁止的高関税である。2002年1月以降ウェーバーが認められたので、A割当は220万トン、B割当は45.3万トン（その後2005年に46万トンに）で、トン当たり75ユーロの関税ですべての第三国に開放され（ACPはここでも無税で認められる）、C割当は75万トンで、ACP諸国への無税輸入に限定された。割当外での輸入には、ACP380ユーロ、その他680ユーロの関税が課される。これが現時点（2005年）で施行されているEUバナナ輸入制度である。

第6表 2001年7月1日から同年末までの関税割当方式

A 割当：220万トン
B 割当：35.3万トン
C 割当：85万トン
供給先はどこでもよい。
関税は、ACPは無税。ドルバナナはA/B割当については75ユーロ、
C割当については300ユーロ。
割当外の輸入関税は、ACP380ユーロ、ドルバナナ680ユーロ。

出所：http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/ecopolicies.htm

第7表 2002年1月1日から2005年末までの関税割当方式

A 割当（どこでも）220万トン。ドルバナナは75ユーロ、ACPは無税。
B 割当（どこでも）45.3万トン。ドルバナナは75ユーロ、ACPは無税。
C 割当（ACP）75万トン。無税。
割当外の関税は、ACPは380ユーロ、ドルバナナは680ユーロ。

注：2004年のEU拡大後、B割当は2005年に46万トンに引き上げられた。
出所：http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/ecopolicies.htm

V コトヌ協定（2000年6月調印）と現状

第4次ロメ協定が2000年2月末に失効した後、既述のとおり、同年6月にACP78ヶ国とEUはコトヌ協定（有効期間20年）を調印した。それはロメ協定と異なって、WTO調和的であることを意図した。ロメの非相互的特別待遇に代えて、リージョナルな自由貿易地域に基づく経済連携協定（EPA）であった。当然のことながら、非相互的なロメに比べて、WTO整合的なコトヌ協定はACP諸国にはより不利な協定であった。ただし、2007年末までは移行期間として、特惠関税を含むロメのいくつかの便益は、継続が認められた。バナナに関しては、ACP諸国のEU市場での伝統的な利害の保持への言及は無くなった。つまり、伝統的ACPバナナ輸出小国への特別待遇は完全に消え去ったのである。

2000年2月のロメ協定の失効の時に、同時に、ロメの下での特惠関税に対するWTOウェーバーもまた失効した。したがって、ACPの無税輸入の継続には、コトヌ協定の下での特惠に対する新たなウェーバーの獲得が必要であった。申請から1年8ヶ月後、2001年11月に（ドーハ閣僚会議のさいに）ようやく、EUとACP諸国はこのウェーバーを獲得した（ガット第1条第1項のACP無税

ウェーバーは、2007年末まで、ガット第13条第1、2項のACP割当（C割当）は2005年末まで。シアトルの挫折の後、新ラウンドを立ち上げさせるには、アメリカその他の先進国にとってこのウェーバーの授与を認めることは絶対必要事であったが、しかしACP諸国もウェーバー獲得のためにそれなりの犠牲を払った。すなわち、2006年1月の関税のみの制度への移行以降、バナナの新関税が「すべてのWTO加盟国の市場アクセスの全体を減少させない水準にある限り」、バナナへのACPウェーバーの適用は認められる。つまり、1ヶ国でも市場アクセスが減少すれば、ウェーバーは認められない、ということである。ラテンアメリカ諸国は、完全関税化移行後の単関税として75ユーロを主張しているが、ACP諸国は、275ユーロ以上を主張している。つまり、競争力のそれくらいの格差があるということである。ついでに言えば、ACP諸国は、さらに、完全関税化への移行は、輸入を急増させ、市場でのバナナ価格の崩壊を招くから、現在でさえも支配的な（75%）市場シェアをさらに増やすことが確実なラテンアメリカ諸国にとっても、究極的には得にはならないだろうと主張している（Statement 2005）。それはともかく、いかなる関係国も、前記の基準が満たされていないと看做す時には、複雑な仲裁システムが発動され、仲裁がEUに不利な判定をもたらした場合、ウェーバーは適用されない。つまり、EUの新バナナ関税は人質に取られているようなものであり、ACP諸国のEUへの無税輸出のためのウェーバーも、今や風前の灯火であると言わなければならない。

本稿執筆時点現在（2005年8月）、2006年以降の単関税230ユーロというEU提案（2005年1月）は、WTO仲裁パネル（カナダのJohn Weekes、オーストラリアのJohn Lockhart、日本の谷口安平で構成⁶⁾）の裁定待ちであるが、もし、高すぎると判断されれば、EUはさらに引き下げた額を再提案することになるうし、もしそれが認められ、ラテンアメリカ諸国がそれに満足しなければ再度仲裁に持ち込まれ、おそらく年末の香港の第6回閣僚会議まで決着が引き延ば

6) EU/ACP Countries Tariff Banana Wars Continue
Monday, 16 May 2005, 1:20 pm Column: Council on Hemispheric Affairs
http://www.scoop.co.nz/stories/WO0505/S00253.htm

されることになるであろう。このように、2006年以後の ACP 諸国の EU へのバナナ無税輸出の展望は不安定要因に満ちており、端的に言って暗い。

VI EU バナナ紛争がもたらしたもの

VI-1 紛争の利得

EU バナナ輸入制度を巡る紛争は何をもたらしたのか？

まず、第一に、消費者にとっては、狭い意味で、EU 全体としては価格の低下という恩恵をもたらした。93年の新バナナ制度の施行によって、それまで各国バラバラであったバナナ輸入価格が EU レベルで収斂するようになったからである。たとえば、ドイツではバナナ価格は94年に急上昇し（その後、急落したが）、イギリスでは反対に急落した。価格面だけでいえば、消費者は総体として恩恵を被ったといえよう。ただし、それには、後述する通り、他の多くの面での代価を伴ったが。

バナナ取扱企業についていえば、市場シェアで支配的なチキータは損失を被り、2番手3番手の相対的に新興のドールとデルモンテは地位を改善させ、結果として、三者合計のシェアは、92年の6%から94年の31%へ上昇した。つまり、アメリカ企業全体は、EU の新バナナ輸入制度でむしろ恩恵を得たにもかかわらず、ただ一社チキータだけがシェアを低下させ、そのチキータが政治力を持っていたがために、貿易紛争が持ち上がったといえる。2001年の EU アメリカ合意の成立は、ウォール街でのチキータ株を一夜にして50%も上昇させ（Myers 2004: 128）、おおまかにチキータ救済の目的を達成させた。

ところで、アメリカ政府の主張は、EU 制度はヨーロッパ企業に味方して、アメリカ企業を犠牲にしているというものであった。つまり、伝統的 ACP バナナを優遇しており、それらの主要な輸入企業は Fyffes や Geest のようなヨーロッパ企業である、と。しかし、この議論は一面的で、ACP バナナはドルバナナより儲からないという他面の事実を見ていない。すなわち、ACP バナナは中南米バナナと比較して、原産地ですでにコストは倍であり（0.5対0.2）、同じ市場でより競争的なラテンアメリカバナナと競争して売られているという

第8表 イギリスのバナナ輸入（1988～2000年、千トン）

	ジャマイカ	ウィンドワード諸島	その他の ACP/EU	ドル	その他	計
1988	31.7	232.3	60.3	23.0	40.9	388.2
1989	39.1	214.4	59.3	21.6	99.6	434.0
1990	63.1	243.5	56.2	27.0	80.4	470.2
1991	68.9	200.9	51.8	37.4	130.6	489.6
1992	75.4	218.2	60.1	44.8	146.7	545.2
1993	77.0	212.8	87.9	75.7	118.8	572.2
1994	76.5	157.1	114.7	93.0	184.4	625.7
1995	83.5	182.8	120.1	96.0	233.6	716.0
1996	89.5	192.2	130.4	88.1	249.1	749.3
1997	77.1	136.1	127.2	116.8	274.3	731.5
1998	62.1	136.7	107.1	171.9	310.6	788.3
1999	50.6	131.9	146.0	200.9	228.4	757.8
2000	40.9	143.9	178.0	191.3	195.2	749.3

Sources for all tables : Black, 1984, p.108. Davies, 1990, p.264. Imperial Economic Committee. Third Report. Fruit, 1926, p.243. Jamaica Banana Commission, 1936, p.2. MAF 86/149. McFarlane, 1964, p.83. Rodriquez, 1955, p.35. Statistics (Commodities and Food) Accounts and Trade, ESD, DEFRA. Tripartite Banana Talks, 1966, Annex One. West India Committee Circular, 24 August 1916, 6 March 1930 and 24 February 1938.

出所：Clegg (2002) Table A5.

事実を見ていないのである。Fyffes は、確かに、92～98年に EU 市場でのシェアを17%へと三倍に増やしたが、それは、企業買収によるもので、自らの有機的成長によるものではなかった（Fyffes について詳しくは Davies 参照）。1952～95年の間、ウィンドワードバナナの独占的取扱業者だった Geest はむしろ、経営不振だった。結局、経営不振の Geest は、Fyffes と WIBDECO（ウィンドワード諸島バナナ開発輸出会社）のコンソーシアムに売却された（95年12月）（Clegg 2002: 172）。特惠で優遇されているからといって、劣位の ACP バナナを取り扱っている欧州企業は、競争力で圧倒的に勝るドルバナナを取り扱っているアメリカ多国籍企業に比べて有利な立場にあるわけではないのである。

輸出国はどうであっただろうか？

カリブ諸国にとって、EU 新制度はまったく期待はずれの結果しかもたらさなかった。制度導入以前の1990年に、カリブの伝統的輸出国7ヶ国（ジャマイカ、ウィンドワード諸島4ヶ国、ベリーズ、スリナム）は、イギリスの全バナナ輸入量47万トンのうち、36万トンを占めた（第8表参照）。しかし、2002年

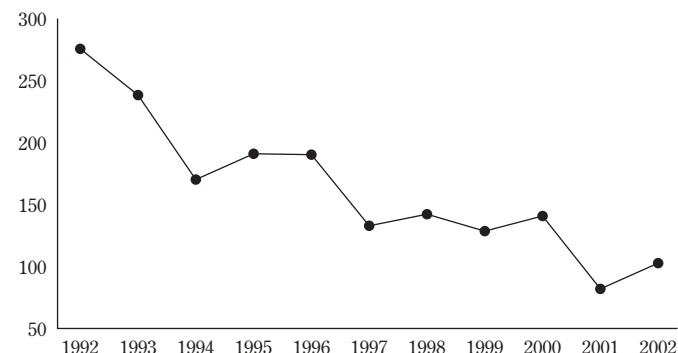
までに、それら諸国は75万トンにまで拡大したイギリスの全輸入量のうち、わずか17.8万トンしか占めず、シェアは激減した(77%から24%へ) (Myers 2004: 129~130)。

原因は、市場価格の低下である。すでに見てきたような WTO を通じる耐えざる圧力の結果、新制度には頻繁な変更が加えられ、ACP バナナ保護の制度の意図した目的は決して達成されることにはならなかった。94年4月のバナナ枠組み協定は、ドル割当の2年間の10%増加を取り決め、それは市場価格を押し下げた。99年には第一次 WTO 裁定の結果、ACP 保護の水準は大幅に切り下げられ(国別割当の廃止)、2001年には、アメリカ・エクアドルとの最終合意により、さらに保護水準は切り下げられた(ドル割当関税の大幅引下げ)。この間、2000年には、割当を上回る大量の不法輸入が市場に氾濫した。6ヶ国で偽造ライセンスが出回ったのである。EU 委員会の調査では、違法輸入量は96年以来合計22万トンに達する(喪失関税額は1.6億ユーロ)が、大半はそれが発覚した2000年に生じ、それが市場価格に及ぼした影響は甚大であった。EU 域内生産者は、価格低下に(補償支援と呼ばれる不足払い制度による)部分的な補償を受けたが(2000年のその額は生産者所得の半分以上を占める額)、ACP 生産者にはそのような支援制度はなかった。CAP (EU 共通農業政策)は、当然と言えば当然であるが、はっきりと国内生産者と ACP 生産者を差別したのである。

カリブの伝統的輸出国のうちで最大を占めるウィンドワード諸島の場合、輸出は、制度が導入された93年の23.8万トンから2002年の9.9万トンに激減し(第2図参照)、生産者の数は、同期間に2.4万人から7,000人に激減した。2001年は特に深刻で、輸出単価の21%もの下落に深刻な干ばつが加わり、1年間に4,000人近くが栽培を止めた。ジャマイカでも、三大農場のうち一つが閉鎖され、スリナムでは、バナナ輸出公社スルランドが解体されたが、いずれも価格下落による経営悪化が原因であった。

ウィンドワード諸島およびカリブバナナ生産者が2006年以後に再現するのではないかと恐れる経済破滅が2000年代初頭にすでに経験されているのである。まことにウォーターズは先見の明があったと評価されるべきである。

第2図 ウィンドワード諸島輸出量(千トン)



Source: National Economic Research Associates, *Banana Exports from the Caribbean since 1992*.
(出所) Myers (2004) Figure 18. 3

対照的にベリーズは状況を改善した。1981年に独立したものの、その後も英連邦の一員として、ベリーズは、Fyffes にとって、ジャマイカに代わるあるいは補完する無税輸入の補完的供給源としての潜在的な位置を保ち続けたが、しかし、ベリーズのバナナ輸出の発展は、1980年代後半以降である。86年に産業は民営化され、91年に輸出を容易にするため南部(ビッグクリーク)に新たな港が開かれた。しかし、90年に気候や病気(Black Sigatoka disease)の問題が出て、EU 新制度の下での割当が問題となった際にはうまく対応できなかった。ベリーズへの割当4万トンは、過去の実績をかなり上回るものではあるものの、ベリーズの潜在能力(港に近く豊かで平坦な土壌と機械化されたプランテーションをもつ)に比べれば、あるいは投資をもうかるものとするのに必要な水準に比べれば、それを上回るか下回るものであった。もっとも、BFAによって、ベリーズは94年に追加の1.5万トンの割当を受けたが、第一次 WTO 裁定の後国別割当が廃止され、99年のグローバル ACP 割当制(すべての ACP への単一割当制)の導入後、ベリーズは輸出を91年の2.5万トンに比べて、2000年には6.8万トンへと増加させた。このようにベリーズは他のカリブの生産国に比べてみれば相対的に良好な状態にあったが、基本的に不安定であることには変わりなく、ジャマイカ、スリナム、ウィンドワード諸島と一緒に、カリブバ

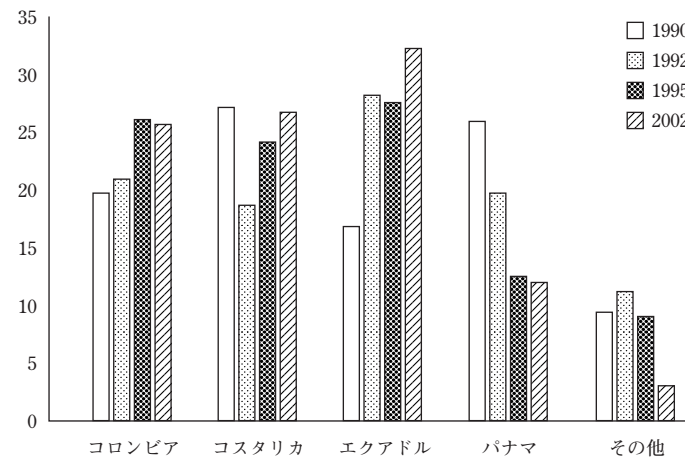
バナナ輸出国連合 (CBEA) を形成して、共同歩調を取っている。

西アフリカのフランス語圏諸国は、新制度の下で繁栄した。コートジボアールとカメルーンの輸出は、90年から2000年に倍以上増加した。両国は自然条件（地形と土壌）に恵まれており、ウィンドワード諸島のような構造的地理的問題（山がちで土地が肥沃でない）を抱えてはいなかった。しかし、生産増加は多国籍企業の投資によってもたらされていた。97年末までに、ドールは輸出生産の60%を支配し、デルモンテとチキータとあわせて三者が、EUの構造改善支援支出の便益を享受していた。生産拡大のための平坦な土地が十分にあり、カリブよりは生産コストははるかに低かったのである。92年末の市場統合にもかかわらず、西アフリカの主要市場であるフランスは、カリブの主要市場であるイギリスよりも、価格水準を維持することがよりできた。イギリスではスーパー間の競争が激しかったが、フランスでは国産（フランス語圏産）愛好がより強かった。スペインでも、カナリア諸島産への愛好が強くなり、イギリスやドイツよりもバナナの小売価格は高く維持された (Myers 2004: 133)。

ドミニカ共和国も新制度から受益した。EUへの輸出は、90年のわずか0.4万トンから2000年にはジャマイカに追いついて6万トンに達した。ドミニカ共和国は、伝統的 ACP ではなく、BFA (94年) のもとでの特別割当を与えられ、その後、99年のグローバル ACP 割当制の導入後、特に有機バナナの輸出を増加させた。

ラテンアメリカでは、新制度以前に変化が生じていた。80年代後半以降、生産は急増し、過剰が生じ、さらに、割当制の導入を予想して、多国籍企業は激しいシェア競争を繰り広げていたため、ラテンアメリカ諸国間にシェア変化が生じていた。最大かつ最低コスト生産国のエクアドルがEUへの輸出を倍増させていた。新制度は当初ラテンアメリカからの輸入に200万トンの上限を設定した。それは、92年のピークよりは低かったが、89~91年の平均にほぼ等しい量であった。上限は、すでに述べたように、BFAの結果、また95年の新加盟3ヶ国（オーストリア、スウェーデン、フィンランド）を考慮して、後に、段階的に255.3万トンにまで引き上げられた。BFAはドル輸入の半分（49.4%）を締結4ヶ国（コロンビア、コスタリカ、ニカラグア、ベネズエラ）に保障し

第3図 EUの輸入に占めるシェア (%)



Source: Eurostat and national statistics.
出所: Myers (2004) Figure 18. 5.

ていた。コロンビアとコスタリカは、ピークでドル輸入の26%以上を占め、良好であり、締結国でないパナマも、まずまずであった (第3図参照)。パナマの輸出の大半は、チキータによるもので、BFAこそ、チキータをしてアメリカ政府に新制度反対の働きかけを起こさせた原因であったが、実際はBFAは特別チキータに不利ではなかったのである。

新制度のエクアドルへの影響は評価が難しい。エクアドルバナナの世界輸出は、90年の220万トンから2001年の400万トン弱まで（ピークは97年の450万トン）着実に増加してきた。エクアドルはEUにとっては最大の輸入相手国だが、EUはエクアドルの主要輸出市場ではない。制度の如何を問わず、いずれにしてもエクアドルの競争力は強いのである。

関税割当がなければ、ラテンアメリカの対EU輸出はもっと増加し、価格も下がっていたであろうことには、疑問の余地はないが、カリブ輸出諸国が主張するように、それが究極的にラテンアメリカのバナナ輸出諸国を利したかどうか（つまり、交易条件の改善と輸出所得の増加をもたらしたかどうか）は、疑わしい。

VI-2 ACP にとっての米欧合意の意味

米欧合意は、ACP にとって二つの脅威を意味していた。

一つは、長期的な影響であるが、決定的な意味をもつ。すなわち、2005年末での関税割当制度の終焉である。それは、WTO 裁定の結果であって、ACP の必要に応じたものではもちろんなかったし、EU 議会の意向（関税単一制度への自動移行に反対し、10年というもっとも長期の移行期間を求めた）にも反していたが。割当制の終焉後定められる関税率は、その後の交渉に委ねられることになっているが、世界バナナ産業の過剰生産傾向とカリブの高コスト構造を考えると、すでに述べたように、2006年以降カリブバナナ産業は危機的な状況に陥ることが予想される。

もう一つは、より即時的な影響であるが、関税割当制度自身の内容変更による供給過剰と価格の問題である。ACP 割当を確保するウェーバーの獲得と引き換えに、ACP への割当量そのものは85万トンから75万トンへと削減され、その分は、ドル輸入に割り当てられた。表面的に見れば、それは合理的で問題がないように見える。なぜなら、ACP は割当の全量を消化したことは決してなく、EU の ACP 輸入が75万トンを超えることは減多になかったからである(第9表参照)。しかし、もしラテンアメリカ諸国が増加した割当量をすべて消化するとしたら、輸入総量は増加し、したがって市場流通量は増加し、価格は重大な下方圧力を受けることになる。結果は、輸入増加による過剰供給の慢性化と輸出単価の下落である(第4図参照)。ウィンドワード諸島輸出単価平均は、99年のトン当たり530東カリブドルから2000年の420東カリブドルへと21%も下落した。

EU 市場全域で過剰供給問題は見られたが、とりわけカリブの依存するイギリスで、スーパー間の価格競争の激化によって問題は深刻だった。イギリスのバナナ販売の80%を占めるスーパーは、今や取引業者と価格を交渉するのではなく、一方的に命令するのであった。2001年にウォルマートが進出してきて、イギリスのスーパーチェーンアスダを買収して以降、状況は急速に悪化した。アスダ(ウォルマート)の戦略は、バナナの取引先を競争入札で一社と定めることであった。それが可能な一社というのは、ラテンアメリカでの大規模なプ

第9表 EU のバナナ輸入 (1988~2000年, 千トン)

	ACP ¹	EU ²	ドル ³	計
1988	514.1	757.1	1643.9	2915.0
1989	544.4	738.9	1716.1	2999.4
1990	621.9	737.5	2024.2	3383.6
1991	596.4	699.5	2285.9	3581.8
1992	680.2	705.8	2366.7	3752.6
1993	748.1	643.7	2218.9	3610.7
1994	726.9	584.6	2102.3	3413.8
1995 ^a	764.0	658.2	2405.1	3827.3
1996	796.1	684.6	2398.8	3879.6
1997	692.8	810.5	2462.9	3966.3
1998 ^b	616.4		2444.9	3062.2
1999 ^b	677.0		2541.7	3224.3
2000 ^b	757.7		2541.8	3312.8

(注) a EU, 12ヶ国から15ヶ国に拡大。

b 国内産供給は貿易とは扱われない。

¹ 伝統的 ACP12ヶ国にドミニカ共和国, ガーナを加えたもの。

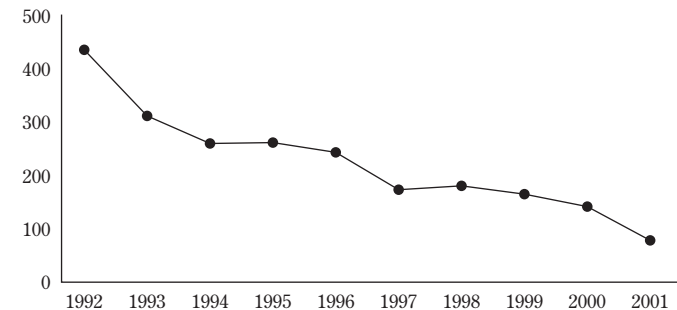
² フランス, スペイン, ポルトガル, ギリシャ。

³ ラテンアメリカ8ヶ国(エクアドル, コスタリカ, コロンビア, グアテマラ, パナマ, ホンジュラス, ニカラグア, ベネズエラ)にメキシコ, フィリピンを加えたもの。

Source : Statistics (Commodities and Food) Accounts and Trade, ESD, DEFRA.

出所 : Clegg (2002) Table A6.

第4図 ウィンドワード諸島輸出(実質)価格指数



Source : National Economic Research Associates, *Banana Exports from the Caribbean since 1992*.

出所 : Myers (2004) Figure 18. 4.

ランテーション経営からバナナを調達できる企業に限られていた。激しい入札競争に勝ち抜いたのは、デルモンテであった。2003年に契約更改が行われたが、その時の価格は前回はさらに下回る価格だったといわれる。つまり、アスダ（ウォルマート）は、2002年8月以降のイギリスにおけるバナナの価格破壊の先導者であった。

すでに、90年代にイギリスではバナナ価格は下落気味であった（第5、6図参照）。90年のキロ当たり小売価格の平均114.1ペンスは、2000年には99ペンスに値下がりしていた（実質価格では64%へ下落）。価格は下がるのに、他方でコストは上昇していた。インフレの進行と、スーパー側からの包装や見かけをよくするためのあれこれの要求（たとえば、熟成度の異なるバナナを一つの箱にほどよく混ぜるなど）が増えていたのである。2002年以降価格競争はさらに激化し、2003年春には88ペンス、夏には、いくつかのスーパー（アスダ、テスコ、セインズベリー、モリソンズ）では79ペンスの価格すら出現したが、この価格低下によってスーパーの売り上げが急速に増加している証拠は見られない。むしろ、売り上げはほんのわずかしか増えていないのに、価格低下が大きく、その生産者への影響は破壊的であると言わなければならない。

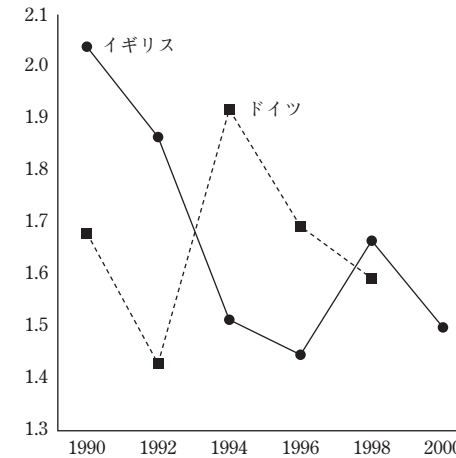
ウォルマートなど一部の小売り巨大企業が押し進める価格破壊は、世界的に、生産者、とりわけ中小規模生産者からの巨大な収奪であり、彼らを経済的破局と困難に追いやっているものである。

VI-3 「地獄の道」への競争 (A Race to the Bottom)

米欧合意は、発展途上国、とりわけ経済的に不利な立場の小国にとってのWTOの意味を白日の下にさらした。

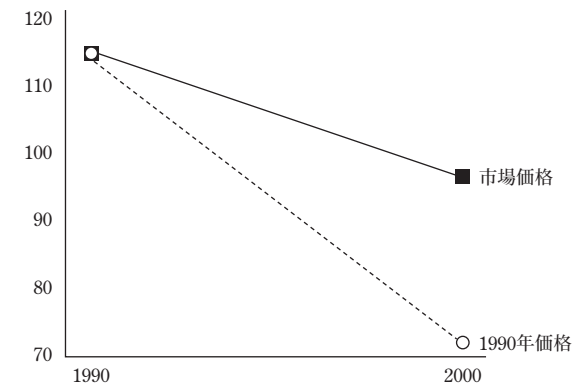
様々な条件の相違をもつ発展途上国のなかで、ラテンアメリカ諸国とりわけエクアドルのように、EUの最新制度によって輸出を増加させた途上国がないわけではもちろんない。しかし、ラテンアメリカの生産国がすべて米欧合意という紛争解決の結果に便益を得ているわけではない。小売りスーパー間での激しい競争とその結果としてのバナナ企業間での激しい競争は、価格への下落圧力を生んだ。労働力が最大のコストで、かつ過剰生産に陥っている一次産品に

第5図 小売り価格 (ドル/kg)



Source : FAO, based on the arithmetic average of the twelve monthly averages. 出所 : Myers (2004) Figure 18. 1.

第6図 イギリス小売り価格 (ペンス/kg)



Source : FAO adjusted as retail price index. 出所 : Myers (2004) Figure 18. 2.

として、それは、(エクアドルのような競争力のある国にとっても) 供給国での賃金と労働条件への脅威を増加させることとなるし⁷⁾、(ウィンドワード諸島のような) 競争に敗れ、生産者が淘汰される国では、雇用と生活水準への破壊的な脅威となる。いずれにせよ、無制限な自由貿易の強制の負の帰結である。

VI-4 EUの新自由主義的な姿勢

1989年の第4次ロメ協定締結以降、ACP諸国を保護するEUの伝統的な基本政策は大きな変更を余儀なくされてきた。70年代に確立された「新国際経済秩序」的な考え方はこの間大幅な後退を強制されてきた。いくつかの要因がこのEUの態度変更の背後にある。

一つは、欧州委員会と加盟国の「バナナ疲れ」である。アメリカやラテンアメリカとのバナナ紛争に費やされた莫大な労働量、時間、エネルギー、緊張は、まったくの不満足な結果と相まって、この問題の消滅を願う強い希望をEU内にもたらした。二つは、フランス、イギリス、イタリアが推進した旧植民地に対する宗主国としての義務感のEU内における影響力の減退である。そのような志向をもたない新規加盟国が増加するにつれて、旧植民地の状況に対する共感の感情はEU各国市民の間に薄れて行った。三つ目は、最も重要なこととして、EUとACPとの条約関係の変化である。ロメ協定は、2000年にコトヌ連携協定に引き継がれたが、後者は前者と異なって、ACPへのEUの支持が自由貿易一辺倒のWTOルールと整合的である必要を強調した。2008年までに経済連携協定(EPA)交渉の開始を謳ったが、経済連携協定の大きな特徴は、一方的ではなく、双務的(等しくはなくても双方向の)譲許である。中心・周辺の非双務的な特惠関係ではなく、対等な者同士の連携(partnership)と相互性(reciprocity)が基本となるのである。

そしてこれらすべての事項の背後にあるのが、言うまでもなく、新古典派経済思想=新自由主義の台頭である。戦後1950年代に具体的に始まった欧州統合

7) エクアドルの例では、バナナ労働者の賃金は1日約5ドルであるが、多くの労働者は週に2、3日しか仕事がなく、住宅や健康保険のような現物手当はほとんどない。労働条件改善のストは、武装した雇われギャングによって暴力的に弾圧される。エクアドルは世界のバナナ輸出の3分の1を占めるから、その影響力は大きい。

の試みの長い歴史は、部分的には社会憲章や市民社会の強化など進歩的な反対の要素を孕みつつも、結局のところ、それとは矛盾する経済的効率最優先の大市場の理論に導かれてきた。その集大成がEU憲法条約の調印である。フランスとオランダにおける国民投票でのその批准の拒否(2005年7~8月)は、ほとんど頂点に達しようとするこの流れ(「社会から離床した経済」=効率最優先)への大衆による拒否(ボラニーの言う「社会の対抗運動」)である。

VI-5 EUの選択肢

バナナに関する限り、コトヌは、ロメよりはるかにACPにとって不利である。ACP特惠を後退させてきた欧州委員会は、自己の政策を弁護して、EU巨大市場の提供自体によって、ロメ協定の文言(ACPバナナの保護)は満たされており、非効率な国はEUの援助を利用して生産性の改善を図るなり、他の経済活動に転換するなりすべきであるとする。

しかし、ウィンドワード諸島(特にドミニカ Trouillot 1988参照)の場合、バナナと観光以外の代替産業はほとんどないのである。さらに、バナナは、これら諸国の食糧その他の必需品の輸入にも決定的な重要性をもつ毎週の船積みを経済的に可能にする唯一の産業でもある。したがって、バナナ抜き産業多様化や所得源の多様化はあり得ず、多様化は核となるバナナの輸出貿易があって始めて可能になるのである。

1939年のイギリス王立委員会の報告書(Myers 2004: 143)は、ドミニカの自然の美しさと人々の大きな貧困との対称に注意を喚起したが、第二次大戦後の規制された市場の恩恵的な保護の下でのイギリスへのバナナ輸出の成功は、この島の貧困を大きく減じた。今、WTOルールとWTOルール適合的なEUの対ACP政策とによって、再度かつての貧困が復活する恐れが非常に強い。しかも、ウィンドワード諸島の輸出額は世界全体から見ればほんのわずかである。年間14万トンであり、世界輸出の1%、EU市場の3.4%にすぎない⁸⁾。これらの弱小経済にEU内での特別の供給枠を許すよりも、自由貿易の名の下にこれ

8) 2000~2002年平均で、EU市場(総計約400万トン)での各国シェアは、国内生産者19%、伝統的ACP16%、非伝統的ACP2%、ドル地域63%である(出所FAO)。

らの経済に壊滅的な打撃を与えることの方がはるかに重要で本当に必要なことなのだろうか？ その理論的根拠はいかに正当化（および正統化）することが可能なのか？ 我々は改めてこのことを根源的に問うべきである⁹⁾。

EUにはどのような選択肢が残されているのだろうか？

2006年1月1日以降の単一関税制度への移行において、ACP保護のためには、EUの関税率は十分に高くなければならない。しかし、関税率の決定はガット第28条の下での関税国との交渉の結果に依存し、最終的には、それはすでに述べた通り、WTOでの仲裁に依存し、現在その結果を待っている状態である。自由貿易をよしとする今日のWTO支配の風潮の中では、EUバナナ関税には絶えざる引き下げ圧力がかかることになるだろう。関税率がACP保護のための十分な高さにならなければ、コトヌ協定の下で、EUはACPバナナ産業保護の別の手段を探す道義的な責任を負うことになる。しかし、WTO裁定と米欧合意の結果、取りうる選択肢はきわめて限られている。最も望ましいことは、米欧合意にも関わらず、2006年以降も、関税割当制度を実効的に（事実上）維持することである。現実的には不可能に思われるかもしれないが、しかし、WTOの下でも理論的にはこのことは可能なのである。つまり、発展途上国への特別待遇原則（SDT）である。しかし、それは、WTO体制の下での発展途上国への特別待遇原則（SDT）を真に実効あらしめることを意味し、それにはアメリカ、拡大EUなど当事者のそれぞれがSDTへの「深い理解」に基づいて、原則的な、つまりこの場合弾力的な柔軟な態度を取ることが要請されるのである。あるいはより一般的に言えば、今日のドーハ「開発アジェンダ」（今年2005年12月の香港の第6回閣僚会議での妥結が目標とされている）において、SDTが実効化されることが必要なのである。しかし、その見通しは暗い。なぜなら、原理的に、WTO体制とは、自由貿易原理を根本の基本原則にしたものであり、それと矛盾するSDTは、（原則に対する）単なる例外、（本則に対する）補足的附則、（本体への）余分な付け足しという、発展途上国に対するごまかしの

リップサービスにすぎないからである。SDTを自由貿易原理と並ぶ世界経済の基本原則に高めることが必要であるにも拘らず、そんなことをする気は先進国には毛頭ない。そうするためには、世界経済に対する根本的な認識の革新（新古典派自由市場原理の否定）が必要だからである。

見通しの暗い理由の主要なものは以上に述べた先進国の原理的な態度であるが、もう一つの現実的な副次的な理由に、発展途上諸国相互間の格差問題がある。バナナに関しては発展途上国相互間およびACP諸国間の不均衡の問題である。ラテンアメリカ（平均の土地生産性はヘクタール当り50トン）はACPより効率的であるが、ACP諸国間でも、カメルーン、コートジボアール、ドミニカ共和国はウィンドワード諸島（ヘクタール当り20トン）やジャマイカより効率的である。したがって、西アフリカの生産国を市場に踏みとどまらせるに十分な関税率もカリブにとっては破滅的かもしれない。このように、ラテンアメリカ諸国とACP諸国との利害対立に示されているように、発展途上国自身が個別的に新自由主義の競争幻想にとらわれている限り、途上国全体が結束して、新自由主義に立ち向かうことにはならない。しかし、その結果として、「ボトム（地獄の道）」への競争が強いられ、最強者だけしか生き残らないことになる。生き残った強者も、市場条件の悪化に苦しめられる。紛争のそのような「解決策」は適切とはどうもい言えまい。困難ではあっても、弱者にも市場で生き残る可能性を与える差別化（棲み分け）をEUは追い求める必要がある。それは市場原理主義を否定しなければならないのである。

補足的な措置として、カリブの場合、EUがコトヌ協定の文言と精神に忠実であろうとするなら、投入財への補助金なり不足払い制度なりを通じて何らかの直接援助の必要性を認めることである。これは、アメリカが第一次WTO裁定の後、「負の関税」として示唆したことでもあった。EU委員会も、かつて単一市場への移行に際して一時的措置として、同様の直接支持を提案したことがあったし、不足払い制度はEU共通農業政策の最重要な柱でもある。しかし、EU財政負担の点から考えても、この方向は期待できそうもない。WTO交渉においても、農業補助金への削減圧力は常にかかっている。さらに、EU拡大と現在の思想的流れはこの方向に不利に作用しそうである。2004年の新規加盟

9) グロスマンは、1996年のセントビンセントおよびグレナディーン諸島のEUへのバナナ年間輸出額は、1,900万ドルであるのに、アメリカはクリントン大統領の就任パーティだけに4,000万ドルも使っていると皮肉っている。Grossman 1998: xv.

10ヶ国や今後の予想新規加盟国は、いずれも、彼ら自身が経済的余裕の少ない相対的後進国であるし、カリブや ACP との歴史的な結びつきもっていないし、自分たちが生産しない食料についてできる限り最低の価格で輸入したいという欲求をもつかもしいからである。他面で、テロ問題との関わりもあり、途上国への援助増加の動きもないわけではないが。

Ⅶ 今後の展望

カリブバナナ生産諸国の経済的生き残りの展望はどのようなものだろうか？

Ⅶ-1 競争力格差の縮小努力

まず、競争力の改善見通しについて。地理的自然的条件（ハリケーン、旱魃、山地、やせた土壌など）、技術的条件（垂直統合、規模の経済、化学農業などの欠如）および社会的条件（労働者が保護されて賃金が相対的に高い）からして、カリブ諸国がラテンアメリカと同等の競争力をもつことは不可能であるが（土地単位当り収穫高は、ラテンアメリカはカリブの2.5～6倍）¹⁰⁾、競争力格差を縮小しようと努力する必要性はカリブ諸国自身によっても承認されている。WTO 裁定以後、このことは特に強く認識されている。裁定の結果、ドル輸入の30%を国内/ACP バナナの取扱業者に割り当てた B ライセンス制度（による cross-subsidization）は廃止されることとなり、ACP 生産者は価格低下に直面した。また国別割当の廃止によって、伝統的 ACP 生産国にとって特定量までのアクセスの保障は無くなり、高コストカリブ生産国は、低コスト ACP とりわけ、コートジボアール、カメルーン、ドミニカ共和国との競争にさらされることとなった。

伝統的 ACP 生産国のなかで、先に述べたように、ベリーズだけが新制度の下で、EU に対する輸出を増やすことができた。少数の中規模プランテーション

10) 6トン対16～26トンという別の資料もある。賃金もウィンドワード諸島の方がラテンアメリカより、50%高いという（Grossman 1998：41）。生産コストの相違では、キログラム当りで、ラテンアメリカ0.2エキュ対 ACP/EC 0.5エキュというデータもある（Clegg 2002：120）。

ンからなっているので、ベリーズは、2006年以後も関税水準いかんによって、生き残りが可能である。むしろ、ベリーズは輸入ライセンスをもっていない（ライセンスは EU 内での業者のみに与えられる）ので¹¹⁾、関税割当の廃止後、関税水準いかんでは、輸出の増加すら可能であろう。

ジャマイカは、二つの生き残ったプランテーションに輸出生産を集中することで困難な状況に対応しようとした。二つの大農場だけで輸出の90%を占め、残りはウィンドワード諸島の生産者と同じ中小生産者が占める。13.5万トンのジャマイカの国内総生産の3分の2は、中小生産者が占め、主に国内市場で野菜（まだ青い時期に）または果物（熟した時に）として消費される。輸出に向けられるのは、全体の3分の1にすぎない。EU の援助は、栽培農民への技術移転と移植を通じる作物基準の引き上げ、病害管理の向上を通じるプランタンの生産増加、バナナおよびその副産物（バナナチップや包装用資材など）の代替用途の開発などに向けられている。しかし、ジャマイカのバナナ輸出も、EU 市場の低価格のなかで生き残りの困難に直面している。

最も困難に直面しているのは、ウィンドワード諸島である。生産者は小規模（家族経営）で、収穫は非常に低く、灌漑施設の欠如により生産性は低水準にとどまっている。したがって、生産量や品質は安定せず、生産・船積コストは高かった。

生存維持農業に起源をもつという文化的ハンディキャップもあった。農場での作業は、熱帯の暑さが頂点に達する正午頃に終わる。ということは、もし農業労働力を雇用しようと思うと、4、5時間の労働に対して丸1日分の賃金を支払うのに、午後からは労働者がいないということになる。この労働慣行はバナナ農場では行われているのに、他の産業たとえば砂糖プランテーションでは

11) ウィンドワード諸島とジャマイカは、イギリスに（つまり EU 内に）自らの取引企業（それぞれ WIBDECO と Jamaica Producers）を設立して、ライセンスと割当を獲得したが、ベリーズは、そうしないで、ライセンスをもつ Fyffes との年次契約でバナナを輸出した。スリナムも、ベリーズ同様、当初の輸出額は僅かだったので、自らはライセンスを獲得せず、Fyffes との契約でバナナを輸出した。しかし、状況は変化した。ベリーズでの生産拡大、単一のグローバルな ACP 割当の導入（それによる輸出増加のチャンス）、厳しくなってきた環境、これらが自前のライセンスをもたない状況を望ましいものとはしなくなった。しかし、2006年以後の単一関税制度の下では、いずれにしても、ライセンスは廃止される。

行われていないことを見ると、おそらく、バナナ栽培が生存維持農業に由来するというのがその理由であろう。しかし、この気候的文化的要因は、間違いなく、コスト増加要因であって、しかも、地形や規模といった物理的理由による場合よりも、EU 諸国民にとってはるかに同情することが困難なコスト増加要因である。

カリブの中でも、合計すれば最も生産量の多いウィンドワード諸島では、90年代に、バナナ産業からの栽培農民の大量退出が続いた。農民の数は、前述の通り、92年の2.4万人から2002年の0.7万人にまで、EUでの市場価格の下落とバナナ輸入制度の存続への絶えざる脅威によって、減少した。この減少は、政府の産業転換や構造調整に基づく政策的計画的なものではなく、価格低下と悲観的な将来見通しに対する農民の自然発生的な個別的な反応を表現したものだ。しかも、退出した者は、最も効率の劣る劣等な者ではなかった。彼らのその後は追跡調査がなされておらず、正確には分からない(Myers 2004: 150)。他の作物や生存維持農業に向かった者、観光業に雇用された者、移民（不法移民）、麻薬栽培、失業者、インフォーマルセクター従事者などが予想されるが、特に、すでに述べたように、ガンジャ（マリファナのカリブ名）の栽培は、カリブ、ことにセントビンセント島でますます大きな問題になりつつある。多くの旧バナナ生産者にとって、ガンジャはバナナに代わる最も魅力的な作物に映っているのである。

農民の減少とハリケーンの被害（それに加えて絶えざる旱魃、病虫害、熱帯低気圧、火山噴火）(Grossman 1998: 63)は、ウィンドワード諸島のバナナ輸出を新制度導入以前の半分以下に減少させた（第2図参照）。それは、確立された既存の市場シェアの喪失を意味するが、カリブバナナの高コストを考えれば、失われたシェアの回復は困難であろう。EUのACP保護が無くなるとすれば、将来への唯一の希望は、より少数の効率的な生産者へ生産を集中することによって、競争力を強めることしかないが、それは同時に、家族経営から成り立っているウィンドワード諸島のバナナ生産構造を変革し、独占的集中度を高めることでもあって、ウィンドワード諸島の社会的安定性と公平性を危険にさらすものである。しかも、EUの援助計画で灌漑投資等もなされているが、地

形と乾期の水不足とによって、すでに述べたように、生産性の向上は基本的に制約されている。

VII-2 スーパーの市場決定力

次に市場状況について。カリブのバナナ貿易の将来は三つの要因に依存している。一つは2006年以後に予想される制度、ことに関税保護の水準である。二つは、カリブの競争力改善度である。三つは市場条件であって、それは大部分大手スーパーによって決められる。最初の二つについては、これまでに述べてきたので、ここでは三つ目の要因について述べよう。

収益的な輸出作物を求める世界的な経済競争という今日の新自由主義モードの中での世界的なバナナの供給過剰傾向を考慮すれば、自由市場でのバナナ価格はカリブにとって収益的な水準にはならないであろう。関税だけが保護の唯一の手段であるということになれば、カリブの高コストを埋め合わせるに十分な関税水準にはならないであろう。生産性向上の余地もすでに見たようになり制約されている。したがって、カリブが生き残れるかどうかは、価格がバナナの購買決定の唯一の（あるいは決定的な）基準では必ずしもないというように市場がなるかどうかにかかっていると思われる。カリブバナナの確立された市場はイギリスだけであり、そしてイギリスでの販売の80%以上はスーパーであるから、結局スーパーが市場でのこの決定権を持っていることになる。価格以外の購入規定要因といえば、フェアトレードや高品質の有機バナナが考えられる。

VII-3 フェアトレード

ヨーロッパでのフェアトレードバナナは、1996年のオランダが最初であり、オランダでは、瞬く間に、市場の10%を占めた。その後、スイス、イギリスその他のEU諸国に広がった。当初の供給源は、ガーナ、エクアドル、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国であったが、2000年8月以降、ウィンドワード諸島もフェアトレードバナナをイギリスに輸出し始めた。2000年にイギリスはスイスに次いでフェアトレードバナナの第二位の市場となっている。2003年

までに、ウィンドワード諸島はイギリスで販売されるフェアトレードバナナの54%を、ドミニカ共和国は21%を供給している。2003年のイギリスでのスーパーのフェアトレードバナナの販売シェアは、セインズベリー36%、テスコ19%、コープ16%、セーフウェイ13%、アスタ8%、ウェートローズ8%となっている（Myers 2004: 156）。イギリスでのフェアトレードバナナのシェアは、2000年のわずか1%から03年には3%へと増加している。オランダとドイツの経験に照らせば、フェアトレードは最初ブームが起って急激にシェアが高まるが、その後熱が冷めて停滞する傾向が見られる。しかし、イギリスでの予測は、2006年に5~10%を占めると見られている。それでも、競争も激化するから、フェアトレードはカリブの産出高の一部をカバーするにとどまるだろう¹²⁾。

Ⅶ-4 有機栽培バナナ

ドミニカ共和国は世界の有機栽培バナナ供給の半分を占める。グレナダも、バナナだけでなく、果実・野菜の有機栽培に積極的である。しかし、有機栽培への転換は、化学農業からの有機農業への移行期をどうしのぐかという大きな問題がある。移行期に、コストが増加し、収穫が低下するのに、価格が追いつくかという問題である。

バナナに限らず、イギリスでは一般に有機食品の売り上げが急増した。卵のサルモネラ菌、チーズのリステリア菌、牛のBSEなどの食品安全性問題が発したからである。しかし、近年、売り上げの成長率は落ちてきている。

有機バナナも、フェアトレード同様、カリブの総生産の一部をカバーするにとどまる。つまり、毎週の船積みを経済的に保障する量にはならないのである。結局、それらは、重要な補完的役割は果たせても、利潤を求める多国籍企業主体の資本主義市場経済の主流のバナナ貿易に取って代わることはできない（あるいは、できていない）のである。

12) イギリスのバナナ輸入量を80万トンと見て、4~8万トンをフェアトレードバナナとする。うち半分のシェアをウィンドワード諸島で占めるとしても、フェアトレードバナナはウィンドワード諸島全輸出量の14~28%にすぎない。

Ⅶ-5 カリブ・アイデンティティ

最後に、カリブバナナのアイデンティティ確立の意義を強調しておきたい。カリブバナナは大体において（またウィンドワード諸島では特に）、生産はしばしば傾斜地の家族小農場で行われ、労働集約的自営的で、化学的投入財への依存もはるかに少なく、かりにフェアトレードや有機のラベルが張ってなくても、限りなく、フェアトレードや有機の理念と条件に近いものである。雇用労働力が利用される時も、現地労働法に基づいてしかるべき賃金が支払われている。生産はしたがって、環境的社会的にかなりの程度適正である。しかも、経済全体のこの単一作物への依存度が非常に高いので、バナナ産業への支持は、カリブにあっては社会的に必要で適切である。これらの特性に鑑みて、ヨーロッパ（並びに世界）市場にこの倫理的次元を承認させるべく、カリブバナナに特別のアイデンティティを打ち立てることは、きわめて重要である。以上の認識に立った、EUのスーパーと消費者からのカリブバナナへの支援が望まれる。そして、EUとしては、すべての伝統的ACPが輸出を続けられるようにEU市場へのアクセスを提供する義務（ロメ精神）を果たすべきである。

Ⅶ-6 WTO とバナナ生産小国

バナナ紛争に関する限り、発展途上国の特別待遇（SDT）の唯一の規定は、ガット第25条の一般的なウェーバー規定だけである。結局、これが実際に主要な役割を演じたが、指導権は大国、それもアメリカが握った。ACP諸国にとって決定的な第13条（数量制限の無差別適用）のウェーバーは、当初それに反対していたアメリカが最終的な妥協の結果、それを支持した時に始めて現実的な可能性となった。しかも、このウェーバーはACPにとって、移行期の条件の点でも、4年後（2006年）には単一税の市場開放へと移行するという点でも、極めて高くつくものとなった。

バナナ紛争は、本稿冒頭のドミニカ首相の言葉に象徴されるように、発足したばかりのWTOへの途上国の不満を強化し、1999年のシアトルの挫折とその後の反企業グローバリゼーション運動の隆盛の原因の重要な一部をなした。

WTOでの調停の結果は不公正だとするカリブの感覚は、調停手続きがアメ

リカの要請でカリブに不利に操作されているという印象を与える調停のやり方によっても強化された。カリブその他の ACP 諸国は、完全な参加の権利を拒否された。なぜなら、バナナ紛争は EU とアメリカ、EU とラテンアメリカとの紛争であったから。また、ウィンドワード諸島の民間法律顧問はアメリカの要求でパネルから排除された。なぜなら、常雇いの政府役人でなかったから。そしてその決定は ACP を排除した会合でなされた（その後の上級委員会では、自由に代表団を任命する権利は認められることになったが、時すでに遅しかった）。「WTO 紛争解決メカニズムの創設は、カリブが周辺のプレイヤーになってしまったことを意味した」（Clegg 2002: 173）のである。「カリブバナナ利害のマージナル化」（*ibid.*: Chapt. 7）である。

戦後における国際機関としての WTO の本質（自由貿易原理に凝り固まった官僚的な先進国中心の国際機関、したがって、透明性も、正統性も、アカウントビリティも欠けている）に由来するルールの不適切な厳格さまたは議長や事務局スタッフの「想像力」や「柔軟性」（発展途上国への特別の配慮という観念）の欠如も示された。しかも、パネルのメンバーも、事務局スタッフも、同じ少数の国（ほとんど先進国）の出身者になりがちである。バナナの場合、パネルのメンバーは、香港のガット代表、スイス外務省の役人、オーストラリアの自由貿易派エコノミストの3人であった。弱小途上国のケースを扱う時には、少なくとも一人は、これらの問題への個人的経験と十分な理解をもっている人間を入れるといった考慮が本来なら（つまり SDT が真剣に理解されているなら）なされるべきであるのに、そのようなことは自由貿易原理に凝り固まった官僚的な先進国中心の国際機関には起こりえなかった。紛争解決手続きへの第三国の参加に関して、弱小国には、特別の機会と支援が与えられるべきであるのに、そのような規定はまったく存在していない。要するに、何度も繰り返すが、WTO の本質上、SDT は真剣には受け止められていないのだ。

1999年裁定（アメリカの対 EU 制裁の WTO による承認）は、大きな反響を呼んだ。なぜなら、大規模な制裁＝報復が大国の強権的な一方的な措置としてではなく、WTO という最高の国際機関によって、正式に（合法的に）認可されたからである。しかし、このような WTO の紛争解決機能の飛躍的強化とい

われているシステムである cross retaliation（当該貿易紛争の分野とはまったく無関係な分野で報復的制裁＝懲罰を科す）といったことなど、比較優位論と自由貿易論が絶対的なものとする国際貿易論＝国際経済学の〈自由貿易学説の神話〉に囚われていない筆者などにはまったく馬鹿げているように思われる。紛争分野とはまったく無関係な分野での制裁が論理的に正当化される道理が見いだせないからである。現実には、cross retaliation は、まったく無関係な分野での（たとえば、双方の中小零細家族企業や特定地域や労働者などへの）打撃が大きいためである。WTO はもちろん、大国のアメリカだけでなく、もう一方の当事者である発展途上国のエクアドルにも EU への制裁を認めたが、エクアドルはそれを実行しなかった。なぜなら、輸入する側（エクアドル）の自らへの打撃が大きかったからである。この一事をもってしても、cross retaliation は十全な生産構造をもつ経済大国の利害を表した規定である事が分かる。

制裁（紛争に勝った国の追加的な貿易制限）ではなく、違反国に義務的自由化をやらせるべきであるという意見もあるが、それは、実効性の点で制約であろう。元々、国家主権に阻まれて強制自由化の実効性に難点があるからこそ、紛争解決機能のガットから WTO への飛躍的「進化」（？）といわれている強制的な制裁＝報復措置が認められることになったのである。しかもこの意見は最初から自由貿易を絶対視しているものである。

バナナ紛争は本質的理念的にアメリカと EU との間で生じたが、現実的に最も利害関係を有したのは、双方の側の発展途上国（ACP とラテンアメリカ）であった。ACP のなかで、ウィンドワード諸島諸国は、貧しくはないが¹³⁾、経済的に脆い、つまり、単一作物に依存している。人口の少なさ、市場からの遠さ、天然資源の欠如、自然災害の多さなども、ウィンドワード諸島の経済的脆弱性に寄与する。他方ラテンアメリカも、言うまでもなく、発展途上国であり、

13) 1996年の一人当たり GNP で見れば、ドミニカ2,990ドル、セントルシア3,370ドル、セントビンセントおよびグレナディーン諸島2,280ドル、グレナダ2,980ドルであり、最貧国のニカラグア（380ドル）やハイチ（250ドル）はいうまでもなく、ホンジュラス（600ドル）、ボリビア（800ドル）、スリナム（880ドル）や、グアテマラ（1,340ドル）、エクアドル（1,390ドル）、ドミニカ共和国（1,460ドル）、ジャマイカ（1,510ドル）、コロンビア（1,910ドル）より高く、ペルー（2,310ドル）、コスタリカ（2,610ドル）、ベリーズ（2,630ドル）、パナマ（2,750ドル）などと並んでいる。

一部最貧国も含まれている。アメリカ（チキータ）とEUの貿易紛争の陰で、発展途上諸国相互が対立し、「地獄への道」へ競争させられているのである。

ローマ条約以降、EUは周辺地域の特別待遇（SDT）＝「発展を妨げる遠隔地、島嶼、小規模、困難な地形や気候、少数作物への経済的依存」（ローマ条約第227条、アムステルダム条約第299条）が課すハンディキャップを考慮する必要性を認識するようになってきていた。対外的には、南北問題の認識の高まりとともに、それは1974年の第1次ロメ協定におけるSTABEXの承認へと昇華していった。しかし1980年代以来の逆風の結果が今日の状況である。他方で、新自由主義を推進する先進国の側も、SDTを求める発展途上国の力を完全には抑圧できないでいる。

WTOでも、バナナ紛争の結果、小さな経済的に脆弱な国（SVEs）に対してより柔軟な取り扱いをする必要性への認識は生まれてきているようだ。その定義については合意が難しいが、WTO事務局によれば、今のところ、人口規模が最も受け入れやすい指標となっているようだ。人口150万から500万人。貿易シェア（全SVEsを合計しても世界貿易の1%にも満たない）¹⁴⁾、GDP規模、輸送コスト、規模の経済の欠如なども議論されているという（Myers 2004: 164）。また具体的な特別待遇の中身についても合意が難しいようだ。第三国としての紛争手続きへの参加、ジュネーブに代表団を維持するための資金援助、地域自由貿易協定の便益は双務的でなければならないとする規定からの免除、既存の優遇を自由化促進義務から守ることなどがテーマとなるが。しかし、言うまでもなく、全体の議論の中では、SVEs特別待遇はほとんど無視に近い状況である。WTOウェブサイトで見ても、SVEsについては、グラサリー（用語集）の中にすら、その言葉を見つけることはできない。

ウィンドワード諸島で、困難ではあるがバナナに代わる代替的な手段、各種

14) カンクンでの第5回閣僚会議でのSVEsグループを代表したフィジーの声明（Statement on Behalf of Small Vulnerable Economies, Sept. 12, 2003, WT/MIN (03) /ST/87）。このグループを構成しているのは、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、キューバ、ドミニカ、フィジー、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、モルディブ、モーリシャス、パプア・ニューギニア、セントキッツ・ネービス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、サモア、セイシェル、ソロモン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ヴァヌアツである。

サービス産業や情報技術が示唆されている。しかし、何にせよ、当初は保護が必要である。現下のWTOで認められている以上のSDTの具体的措置が必要であろう。たとえば、SVEsによるウェーバーの取得なしに、先進国が特別の便益を与えたり、あるいはバナナに関しても、WTO違反とされた関税割当も、SVEsに対しては例外として認める、あるいは（EU財政負担の増加をもたらして望ましいとは言えないが）単一税制下での「負の関税」を認めるといった措置である。

ドーハがリップサービスとしてではなく、真の意味での「開発ラウンド」であるなら、その方向に進まなければならないのである。

WTO自由貿易原理のもう一つの著しい特徴は、価格メカニズムに基づく市場原理に依存するというその本質からくる財サービスの質的側面の完璧な無視である。WTOの輸入財の平等待遇への絶対的固執と輸入財の生産条件へのほとんど完璧な無関心という鮮烈な対称がそれをよく表している。これに対して、フェアトレードは、財の公正な価格を決めるのに生産の社会的環境的条件に考慮を払うことの適切さを訴える。しかしフェアトレードは世界貿易全体の一部にとどまる。WTOは、貿易財の質や生産方法、労働条件や社会や環境に及ぼす影響、技術的性格などといった諸要因にまったく関心を払わないで、ただ平板な量的（価格）競争原理をのみ重視する点で、今や完璧に時代遅れである。国際貿易においても、世界人権宣言、ILO労働基準、ジェンダー・パースペクティヴ、社会的影響、環境保護的な生産方法などのような質的要因を反映した実質的（差別的）アクセス条件を許容するかどうか、21世紀にあっては、国際貿易の基本原則として、平板な自由貿易原理に取って代わって、問われるべきなのである¹⁵⁾。

VII-7 歴史的エピソード

最後に、いくつかの歴史的エピソードに言及しておきたい。

15) 話はそれるが、最後に付け加えておきたい。評判高いペルクマンズの著書（EU経済統合、田中素香訳、文真堂、2004年）には、バナナ紛争はまったく取り扱われていない。それは、EUが完全に一面的な新自由主義の市場統合と自由貿易原理に取り込まれていることを意味していると理解すべきなのであろうか？

EU バナナ輸入制度は、EU の他の制度（ラム、牛肉、砂糖）と同じ ACP 保護の性格のものであったのに、アメリカは他の制度は問題としなかった。しかも、たとえば、砂糖生産 ACP 諸国の保護は、バナナ以上のものであった。各 ACP は保証価格での特定量の買い上げを保障されたからである。ACP バナナ輸出国も砂糖と同じような制度（保証価格での特定量の買い上げ）を望んでいたけれども、それは行われなかった。それでいて、アメリカは砂糖は WTO 違反として提訴せず、逆に国内生産物でもないバナナを提訴した。アメリカがなぜ砂糖を問題としなかったかの一つの理由は、アメリカ自身が国内生産者を保護するきわめて輸入制限的な制度をもっていたことによる。そして砂糖はアメリカも承認した国際砂糖協定の歴史的取り決めをもっていた。砂糖協定は国際商品協定の中でも、第二次世界大戦の前から始まる最も古い歴史を持っているのである。

もっと興味深い歴史的エピソードがある。20年以上前（1970年代初頭）に、アメリカはカリブ保護のイギリスのバナナ輸入制度をガットのパネルに提訴したことがあったが、その時のパネルは、「カリブ諸国にしかるべき配慮をした解決を見いだす」ように両国に注意を与え、1973年7月の最終裁定は、「見いだされた解決策（ドル割当の継続）はカリブ諸国を完全に満足させるものではないけれども、両国政府は最大限に、これら諸国の利害を守り続けるとの保障を与えた」と述べ、それを評価した（Myers 2004: 168）。

時は1970年代初頭であり、つまりは戦後の南北問題における南の攻勢の絶頂期である。ガットパネルと20年後のガット・WTO パネルとのこの極端な態度の違いは、冷戦の崩壊（それによるカリブへの配慮の不必要性）という事実とともに、この20年間の歳月のケインズ主義から新古典派への思想的変遷（筆者に言わせれば通説のいう「進化」ではなく、退化または退廃）を明らかに示す。93年の EU バナナ輸入制度はウルグアイラウンド交渉のなかで生まれたもので、自由貿易主義とロメ協定との調和をはかるべく、関税割当の方向をとった。生まれたばかりの新機関 WTO がそのルールについてかくも厳格で急進的な、つまり一面的な自由貿易の解釈を行うと予想した者ははたして当時どれだけいただろうか？ また、EU 自身がロメ協定の ACP 保護から WTO の ACP 切り捨て

へと180度転換すると予想できた者はどれだけいただろうか？ 当時、アメリカ政府が後になってこの制度へのチキータによる攻撃を支持すると予想することも同様に難しかったであろう。チキータの政治力は、時代が異なれば、まったく問題とはならなかったものであろう。

いったい、人類の歴史は、前進しているのだろうか、後退しているのだろうか？

VIII む す び

最後に、本稿の主要な論点を箇条書き的に要約しておこう。

- 1 EU-米バナナ貿易紛争は、発足したばかりの WTO 紛争解決メカニズムの将来を占う最初の重要な紛争案件であった。アメリカは、EU のバナナ輸入制度を WTO 違反として提訴したからである。つまり、アメリカが WTO 紛争解決メカニズムの最初の活用者であった。
- 2 アメリカは、EU に対して大規模な報復＝制裁措置を行い、それは WTO によって公式に承認された（制裁額は減額されたが）。WTO 紛争解決メカニズムの新たな強力なシステム（cross retaliation）を最初に活用したのはアメリカであった。
- 3 しかし、バナナは、アメリカの輸出品ではなかったから、「WTO 違反」とされた EU バナナ輸入制度によって「侵害されたアメリカの貿易利害」なるものは、本当は「アメリカの利害」ではなく、実は一アメリカ企業（チキータ）の企業利害に他ならなかった。このことは、次のことを示唆する。(1) 多国籍企業チキータの異常な政治力の強さ。(2) 冷戦の崩壊によるカリブバナナ輸出小国の利害へのアメリカ政府の関心の劇的低下。(3) 新自由主義思想の復活、台頭、その支配力の強さ。
- 4 EU バナナ輸入制度を WTO 違反と裁定することによって、WTO は、きわめて厳格な自由貿易原理に一面的にかつ一元的に支配されていることを示した。世界経済の具体的現実に対応することができる SDT（発展途上国への特別待遇）や地域特惠（ACP 保護）のような、自由貿易原理と矛盾する原

理を同時に包摂する多元的で柔軟な国際貿易機関ではないことをはっきりと示したのである。筆者は本稿で、WTOの本質を「透明性も、正統性も、アカウントビリティも欠いた官僚的な自由貿易原理に凝り固まった先進国中心の国際機関」と定義した。

5 WTOはまた、その反小国的な制度的欠陥を露呈した。パネルのあり方、調停の仕方、報復措置の認可など、すべてが大国の利害を代表し、大国を想定したメカニズムとなっている。小国はWTOにおいては、いかにその裁定が当該小国の経済的生存に死活の利害を有していたとしても、完全に「マージナル化された周辺のプレイヤー」にすぎない地位しか与えられていないのである。

6 ロメ協定に基づくEUバナナ輸入制度がWTO違反とされたことは、地域経済統合や自由貿易協定は、WTO整合的でなければならないこと、すなわち、発展途上国優遇のような非相互性（先進国と途上国との関係において、先進国は途上国に対して、同等の譲許を求めることなしに、一方的に途上国に対して譲許を与えること）や地域特惠のような差別性（同じ発展途上国相互の間でも、特定の先進国に対して特別な歴史的関係を有している途上国に対しては、当該先進国は、他の途上国に対するのとは異なる優遇を与えること）は、グローバリズムに照らして、WTO違反とされたのである。したがって、それを可能とするには、議決権の3分の2の承認を必要とするウエーバーしか残されないこととなったが、それは過渡的にしか得られない。この過渡期は、ACPバナナの場合、2007年末まで、どんなに遅くとも2019年末までである。

7 EUがロメ協定の精神から徐々に大きく後退して行ったことの要因は次のようなものである。(1)アメリカとWTOの圧力。(2)加盟国の拡大によるEU内での思想の変化。(3)新自由主義の主流派思想への台頭。それは根本的に市場原理主義的な一面的で平板な世界経済認識の一般化を表している。

8 EU-米バナナ貿易紛争は、実は、同時に、バイプレイヤーとしてのACP（特にカリブ諸国）とラテンアメリカ諸国との発展途上国相互間の対立でもあった。主流派新自由主義思想の一般化は、発展途上国においても、連帯で

はなく、対立と世界市場での相互間の激しい競争をもたらしているのである。すなわち、「地獄の道」への競争（race to the bottom）である。この競争において、敗者には経済的破滅が待ち受け、勝者にも苦難（賃金の低下、労働条件の悪化、首切り、所得の低下、環境破壊など）が襲いかかる。

9 結論として、WTO体制は根本的な変革が必要である（ペロー2004参照）。

年 表

1992年6月	ラテンアメリカ5ヶ国がEC各国のバナナ輸入制度を差別的としてガット提訴
1993年5月	ガットパネル：ガット違反と裁定（採択されず）
7月	EU新バナナ輸入制度導入
10~12月	ラテンアメリカ5ヶ国、同制度をガット提訴
1994年1月	イギリスの市場価格暴落（過剰供給による）
4月	ガットパネル：違反と裁定（採択されず）
9月	BFA合意（ACP保護の削減）
1995年1月	チキータ301条発動要請、ドイツのEU拡大キャンペーン
	EU新規加盟国を迎えて輸入割当34万トン増加＝過剰供給となり、市場価格下落
1996年4月	拡大によりEU内の政治バランスはACP保護反対派に傾く
1997年5月	アメリカとラテンアメリカ、EU新バナナ輸入制度をWTO提訴
6月	パネル：違反裁定
9月	双方とも、上級委員会提訴
1999年1月	上級委員会：違反裁定
	EU,WTO整合的な改定制度を導入
4月	エクアドル、改定制度をWTO提訴
2000年夏	アメリカ、3月3日から対EU制裁の発動を発表
2001年4月	パネル：違反と裁定、またアメリカの制裁を承認（ただし制裁額は減額）
2002年2月	EU委員会、22.2万トンの偽造ライセンスによる違法輸入発見
2004年5月	米欧大枠合意
2006年1月	米欧最終合意
	10ヶ国新規加盟により輸入枠拡大
	単一関税制度発足（関税割当制度廃止）予定

参 考 文 献

吾郷健二（2003）、グローバリゼーションと発展途上国、コモンズ
 ——（2005）、NAFTAの〈神話〉とメキシコ経済の現実（1994-2003年）、『西南学院大学経済学論集』第39巻第3号
 若槻泰雄（1976）、バナナの経済学、玉川大学出版部
 鶴見良行（1982）、バナナと日本人、岩波新書
 W. ペロー（2004）、脱グローバル化、明石書店
 堀田正彦（1995）、台所からアジアを見よう、バナナ、オルタートレードブックレット

- 前田啓一 (2000), EU の開発援助政策, お茶の水書房
- 松下・清水・中川編 (2000), ガット・WTO 法, 有斐閣
- Clegg, P. (2002): *The Caribbean Banana Trade –From Colonialism to Globalization–*, N.Y., Palgrave Macmillan.
- Davies, P. (1990): *Fyffes and the Banana Musa Sapientum: A Century History, 1888-1988*, London, Athlone Press.
- Grossman, L. G. (1998): *The Political Ecology of Bananas –Contract Farming, Peasants, and Agrarian Change in the Eastern Caribbean–*, Chapel Hill, The University of North Carolina Press.
- Grynberg, R. (1997): *Towards a North-South Monologue –A Pacific Response to the Green Paper on Relations between the European Union and the ACP Countries, ECDPM Working Paper, No.25.*
- Myers, G. (2004): *Banana Wars –the Price of Free Trade–*, London, Zed Books.
- Reynolds, Philip Keep (1927): *The Banana*, Boston and NY, Houghton Mifflin Co.
- Trouillot, M.-R. (1988), *Peasants and Capital: Dominica in the World Economy*, Baltimore, John's Hopkins University Press.
- Statement by Windward Islands Special Envoy to the EU (Brussels, July 21, 2005) (<http://www.cbea.org/>)
- BananaLink (http://www.bananalink.org.uk/trade_war/trade_war_main1.htm)
- EU (<http://europa.eu.int/scadplus/leg/en/lvb/l11026.htm>)
- EU (<http://trade-info.cec.eu.int/wtodispute/show.cfm?id=239&code=2>)
- FAO (http://www.fao.org/documents/show_cdr.asp?url_file=/docrep/007/y5102e/y5102e06.htm)
- UNCTAD (<http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/ecopolicies.htm>)
- UNCTAD (<http://r0.unctad.org/infocomm/anglais/banana/market.htm#exports>)